

議 事 日 程 (第 3 号)

平成24年12月7日(金曜日) 午前10時 開議(補正予算審査特別委員会)

日程第 1 ※補正予算審査特別委員会

- 議第64号 平成24年度遊佐町一般会計補正予算(第5号)の専決処分の承認について
- 議第65号 平成24年度遊佐町一般会計補正予算(第6号)
- 議第66号 平成24年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議第67号 平成24年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第2号)

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

☆

出 欠 席 委 員 氏 名

応招委員 13名

出席委員 13名

1番	筒井義昭君	2番	高橋久一君
3番	高橋透君	4番	土門勝子君
5番	赤塚英一君	6番	阿部満吉君
7番	佐藤智則君	8番	高橋冠治君
9番	土門治明君	10番	斎藤弥志夫君
11番	堀満弥君	12番	那須良太君
13番	伊藤マツ子君		

欠席委員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時 田 博 機 君	副 町 長	堀 田 堅 志 君
総 務 課 長	本 宮 茂 樹 君	企画課長補佐	高 橋 務 君
産 業 課 長	佐 藤 源 市 君	地域生活課長	池 田 与 四 也 君
健康福祉課長	菅 原 聡 君	町民課長	渡 会 隆 志 君
		教育委員長	
会計管理者	本 間 康 弘 君	第二職務代理者	高 橋 栄 子 君

教育委員会

教育長 那 須 栄 一 君

教育課長 東 海 林 和 夫

君

選挙管理委員会

農業委員会会長 阿 部 一 彰 君 委員長  
代表監査委員 高 橋 勤 一 君

佐 藤 正 喜 君

☆

出席した事務局職員

局 長 小 林 栄 一 次 長 今 野 信 雄 書 記 佐 藤 利 信

☆

補正予算審査特別委員会

委員長（筒井義昭君） おはようございます。ただいまより補正予算審査特別委員会を開会いたします。

（午前10時）

委員長（筒井義昭君） 12月5日の本会議において補正予算審査特別委員会委員長に指名されましたが、何分ふなれでありますので、よろしくご協力をお願いいたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としては、渡邊教育委員会委員長が所用のため欠席、高橋教育委員会委員長第二職務代理者が出席、村井企画課長が所用のため欠席、高橋企画課長補佐が出席、その他町長以下全員出席しておりますので、ご報告いたします。

定例会から本特別委員会に審査を付託された事件は、議第64号 平成24年度遊佐町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、議第65号 平成24年度遊佐町一般会計補正予算（第6号）、議第66号平成24年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議第67号 平成24年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）、以上4件であります。

お諮りいたします。4議案を一括して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（筒井義昭君） ご異議ないようですので、一括して審査することにいたします。

質疑に際しましては、簡明をお願いいたします。また、当局の答弁も同様、審査の進行にご協力願います。

補正予算の審査に入ります。

13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） おはようございます。それでは、私のほうからお聞きをいたしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

まず、議第65号の一般会計、4ページですが、4ページには繰越明許費が記載されておりますので、この繰越明許について最初にお尋ねしたいと思います。まず、繰越明許は一般的にはどんな理由で認められているのか、その辺を総務課長にお尋ねいたします。

委員長（筒井義昭君） 本宮総務課長。

総務課長（本宮茂樹君） おはようございます。それでは、お答えをさせていただきます。

繰越明許費につきましては、地方公共団体の予算、これにつきましては会計年度独立の原則によって毎年度歳出はその年度の収入をもって充てるものとされてございます。このことから、これを翌年度に繰り越しして使用することはできないのが原則でございますが、地方自治法第213条に規定されておまして、これに対する例外の一つとして、「歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのものについては、予算議決を経て翌年度に繰り越しして使用することができるもの」としてございます。この経費を繰越明許費としているところでございます。一般的に地方自治法第213条にいう「経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるもの」ということにつきましては、例えば起債、補助金等を見込んで計画した事業の場合、起債の許可、補助金の確定を得るまで予算を見合わせていたもしくは予算は計上しましたけれども、事業執行を見合わせていたというようなときに、年度途中に起債の許可、補助金の見込みが立ったので、予算化したものの、事業執行がおくれ、ある程度翌年度にわたらざるを得ない場合など、これが1点でございます。比較的繰越明許としてこれまでお願いをしてきた事例がこれに当たるのかなというふうに思います。特に近年の緊急経済的な意味合いでの交付金、これが国の補正予算で12月ごろに補正が措置されます。それを生かしながら事業を予算化する、そうした場合には当然年度末までの工期では十分な工期が得られない、そのような場合に繰り越しをお願いをしている状況がでございます。

また、予算成立後の事由に基づきまして、年度内にその支出を終わらない見込みという場合がございます。これにつきましては、歳入歳出予算に計上したときは当該年度の事業として当該年度中に完了を予定したものでございますが、思わぬ事故の発生や事情が変わってきたためにどうしても年度内に完了をすることが無理になった場合に翌年度に繰り越しをお願いするというものでございます。ご質問をいただきましたこの繰越明許費、4ページに掲げてあります総合運動公園の整備事業は、今回このような理由により繰越明許費としてお願いするものでございます。

委員長（筒井義昭君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 今回の繰越明許費の一般的な理由、どんな理由で認められるかというふうなお話を伺いました。

今回の繰越明許費については、3億円近い金額が今年度当初予算でつけられまして、そしてその後手続上のクリアをすることが長引いて、結果2億8,240万円の既決予算の大半が繰越明許費となりました。このような繰越明許のあり方というのは、通常では考えられないのではないかなというふうにして私は疑問を持ちました。今総務課長がおっしゃったように、これまでの繰越明許費にされたのは、経済対策などで第2次補正あるいは第3次補正などで12月以降に国が出されたものについて、その補正を受けて町が学校建設、学校改築をしたなどというようなことについては、そういうものなどについて繰越明許をしてきたという経緯はあります。普通であれば、例えば道路などの拡幅あるいは新設、新しくつくるなどで、いわゆる土地持ち主が売りませんとか、売ることに難色を示してなかなか事が前に進まないなどで、結果として繰越明許となるということはあるのだというふうにして思います。でも、今回の件については、これは大半が繰越明許ですので、通常はちょっと考えられないのではないかなというふうにして私は認識をしていますが、その辺の総務課長のお考えをお尋ねしたいと思います。

委員長（筒井義昭君） 本宮総務課長。

総務課長（本宮茂樹君） それでは、お答えを申し上げます。

一般的に、この繰越明許費の場合は限度額を定めるという性質のものでございます。したがって、繰越明許費に計上した金額から例えば、今回2億8,240万円計上させていただきましたけれども、年度内に事業が進捗を見て支払うことができるというような状況が生じた場合には、支出した金額は当然にして最終的には繰り越しをされないということになります。最終的に繰り越しした金額については、繰越明許計算書として次年度に議会に報告をするルールになってございます。一般的に金額の度合い、事業費に対しての度合いというような観点での繰越明許費に対する規定はなされていないという

ところでございます。今回平成24年度に完成を年度内の事業として見ておりました総合運動公園事業につきまして、私の課長会議等でのやりとりの中で理解している部分についてお話をさせていただきたいと思いますが、今年度この総合運動公園事業についてはご案内のとおり社会資本総合整備の交付金事業として取り組みをさせていただいております。結果として今議会に繰越明許の手続をお願いすることになりましたことにつきましては、私の理解といたしまして地元との慎重な合意形成に配慮しましたことや土地収用法に関する事業認定、開発行為の許可申請業務に対するハードルが想定以上に高かったということで、当初見込んだ期間より非常に多くの時間を要した状況があったというふうに理解をしております。先ほど申し上げましたように、この事業は社会資本総合交付金事業として取り組んでおりましたので、事業の年度内に完了する十分な工期が確保できない状況が出てまいりました。そのことを踏まえまして、交付金の取り扱いを含めて対応を協議し、県と協議をさせていただいたというような経過を持ってございます。その県との協議の結果、事業を繰り越して実施することへのご指導をいただいたというふうに理解をしているところでございます。

以上であります。

委員長（筒井義昭君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 今この事業についてハードルが高い部分があったというふうな説明がありました。

この事業の原資は、今お話があったように社会資本整備交付金ですが、その社会資本整備交付金のいわゆる国から交付金と受け取って事業を進めるための計画は、平成24年度の単年度事業として計画をされましたね。私は、このことが問題だろうなというふうにして認識をしております。企画課長がお休みのところ課長補佐にお聞きをするのは大変申しわけないのですが、企画課長の補佐にお尋ねしたいと思います。なぜ社会資本整備交付金を受けるためにこの総合運動公園整備事業を1年で計画をしたのか。そもそもこの1年でこの計画ということ自体に私は無理があったのではないかなというふうにして理解をしておりますが、その辺のことをお尋ねいたします。

委員長（筒井義昭君） 高橋企画課長補佐。

企画課長補佐（高橋 務君） 私のほうから答弁をさせていただきたいというふうに思います。

社会資本整備計画につきましては、平成24年3月28日付で国土交通大臣に申請をしております。その時点で、この事業については1年間で終了できると、完了できるという見込みがあってこのような申請にしたというふうなことでございます。この当時につきましては、先ほど総務課長からあったようにそういった事情についてはわからなかったということで、事業内容からしては1年間で完了できると、そんな見込みで計画を提出をしたところであります。

以上です。

委員長（筒井義昭君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 今の答弁は、単年度で事業完了できるというふうな説明がありました。

けれども、金額的に3億円という大変大きな事業計画ですね。ほかの事業について幾つか資料をいただいておりますが、これだけ大きな事業であるいはこれ以下の事業でも単年度でやるというふうなものはないですよ、私がいただいた資料の中では、このことに、単年度でこの事業を進めたということについては大変疑義を感じております。

町長に伺いたいのですが、私はこの事業を早期に完成させなければならないという意志が、町長に強くその意志が働いたのではないかというふうに思いますが、その強い意志が結果としてこういう状況を生み出している、所管課あるいは担当職員が大変な状況で仕事をされているのだというふうにして思いますので、なぜ今年度中にこの事業を完成をさせようとしたのか、町長に対してお聞きをいたしたいと思えます。

委員長（筒井義昭君） 時田町長。

町 長（時田博機君）　　まず、この公園の事業に関しましては、振興審議会と1年、2年も前から、振興審議会のいろんな提案もいただきましたその中で進めてきた。決して思いつきでやると言ったことではないということ。

それから、もう一つ、事業については振興審議会でも地域の皆さんの声にしっかり配慮すべしという意見は、それは当然いただきました。議会の皆さんからもそれはいただいたと思っています。それらについては、しっかりと地域の声を受けとめさせていただいたということもございます。丁寧にしてきました。

また、もう一つは、全く想定外のことも発生したということがございました。稲川小学校のグラウンドの真ん中に法定外公共物が存在して、国のものであったと、それが開発はまかりならぬという国からの、県からの、それは譲渡という手続を踏まなければならなかったということがございました。それらを丁寧に進めてきたということをご理解いただきたいと思いますし、私自身は行政執行に当たっては法にかなうものかどうなのか、それは議会の皆様からしっかりチェックしていただきたいと思いますけれども、法律に違反する行為とか、手続をしっかりとやらないで、開発許可申請もしないで事業を進めるということは、それはできないわけですから、それらをしっかりと手順を踏んできたということとございます。まず、法律にかなうかどうかと。

それから、繰越明許費についてもそうです。これが法律にかなうものかどうなのかということもしっかりと県を通して国にお伺いをして、そして社会資本整備交付金の事業としてご指導もいただいていたという経過がございました。それらをただただおくれたから、行政が、職員はしっかり頑張っていたと思っていますけれども、かなりかなり私は今、地域主権というの今衆議院選挙で言われていますけれども、事業を進めるに当たって物すごい大幅な形状変更、山を1つなくすとか、そういうような事業変更がないにもかかわらず、いろんな開発、申請等がなかなか県にお伺いしても2カ月とか3カ月返事が、許可が来るのが当たり前という、そういう今までの行政システムというのはやっぱりかなり地方の町村にとっては大きなハードルなのだなということがございます。もっともその中に対応する町の組織としても、これまでそれらをしっかりクリアするだけの組織的な対応を組むという体制が遊佐町ではほとんど行われてこなかったということがもう一つ課題として庁舎内にはあるのではないかと、そのような反省をいたしております。事業としては、所管は教育委員会、私が一々教育委員会の仕事に毎日ついてあせい、こうせいと言うわけはいきませんので、それぞれのポジション、それぞれのポジションが意見を出し合いながら、そしてチェックをしながら、課長会議という庁舎内の会議をしっかりとクリアしながら丁寧に進めてきたということをご理解いただければと思います。私が今すぐやりなさいという形で担当の職員に命令も出したこともございませんし、それは会議を持って決めるべしという形で手順は1個ずつクリアしてきたということをご理解いただきたいと思います。全く想定外のことも、法定外公共物というのでしょうか、水路というのでしょうか、稲川小学校が100年も使っていたあの土地が実は全部全て町のものでなかったということが判明したときに、私は愕然としました。また吹浦小学校の二の舞だなどという思いもしたところでありました。吹浦の小学校も百何十年町として、町の小学校のグラウンドとして使ったところに民地があった。今度稲川小学校のも100年も使ったところ、しっかりと確認したら国の法定外公共物があったということ。それらについては、やっぱり行政としてはそれをそのままにして開発するわけに当然いかなないわけですから、それら想定以外の問題も発生してきたのだと、そのように思っております。

以上であります。

委員長（筒井義昭君）　　13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君）　　手順も踏む、法律行為もクリアをする、それから許可に時間がかかったと、数カ月許可には時間がかかると、こういう状況がいろいろあったということですね。

これだけの大きな事業をするのであれば、私は初年度は調査費用が最初かなというふうにして思っています。百歩譲っての話ですけれども、私はこの総合運動公園には反対してきましたので、百歩譲っ

て、やはり初年度は調査費用をつけて、それで段階的にいろんなものをクリアしていくと、そういう計画が本来であれば社会資本整備交付金を受けるための計画づくりで進めるべきだったというふうにして思います。それが単年度で全部やっってしまうということに大きな無理があったのかなというふうにして思います。町長は、私の意志が強く働いたわけではないというふうなお話がありました。振興審議会でそういうご意見があって、それで進めてきたと。それはそれでその意味はわかりますけれども、これだけの予算を一気につぎ込むということは変な勘ぐりをやっぱりしてしまうのです。町長の任期は今年度中でありましてけれども、この任期中に何とかしてこの仕事をさせていただくという強い意志が私は働いたのではないかと。そして、そのことが単年度で仕事を進めると、事業を進めると、そういうふうにご勘ぐられるのです。だから、こういうことをやってはならないのではないかと。私は中立の立場で今物を申しているのですけれども、住民の皆さんからこの総合運動公園に対しては相当の批判が上がっておりますけれども、その声は町長はお聞きになっているのかどうなのか、そういう声をどう受けとめているのか、このことを伺います。

委員長（筒井義昭君） 時田町長。

町長（時田博機君） 私というのですか、遊佐町役場にポスト直接にはがきをいただいたとか電話をいただいたとか、批判的にあれはだめだとかという直接には私は、町民への広報に毎月配布しますはがきにおいてそういう事実は私に寄せられたということは一件もございません。現状はそうです。直接寄せられた意見はございません。ただ、つくるのだったらグラウンドゴルフばかりでなくて、若い人たちがしっかりそこに集えるような、そして芝生の上で子供たちが、十分町として町民の皆さんに提供できるようなものをつくって下さいよという声だけは、それは寄せられておりますけれども、計画そのものに対して否定的な意見は私には寄せられておりませんでした。

それから、町政座談会で、最初に、我が町には、まあ何と情けないと、八幡に行くしか子供と一緒に遊ぶ場はないのでしょうかと言われた元議員さんの弟さんからは、あ、やっと一歩踏み出すのですかという励ましの言葉もいただいておりました。その議員さんというのは、伊藤マツ子さんと長年隣で議席をした今は亡くなられた議員さんの弟さんからいただいたところであります。

委員長（筒井義昭君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 町長のところにはそういう声は寄せられていないというふうな説明がありました。

多分相当数の議員にはそういう声が上がっていると思います。先日商工会と私たちの常任委員会との懇談会がありましたが、そこでも批判の声がありました。議員に対しては今相当な批判の声があります。その声の根底には何があるかといえば、いろいろあろうとは思いますが、私は生活不安があるのだと思うのです。この生活不安、先行き見えない状況の中で、一体議会は何をやっているのかと、あるいはこういうことに予算づけをして何も言わないのかというふうな声。これは、基本は国の政策のいわゆる弱者を救済をしない、弱者に負担を押しつけるようなやり方が基本だというふうにして思いますが、来年からは復興支援の予算ということでいわゆる災害の、東北側の地震災害の復興の支援予算ということで所得税にプラスアルファがありますね。その次の年は住民税にプラスアルファが出てきます。全て増税ですね。そのような増税の中で、社会福祉、医療等については削減、削減ありきで、みんな不安を感じているのですよ。

（「いや、削減してねえわね」の声あり）

13番（伊藤マツ子君） 国の話なのです。

（「町のほう。町の」の声あり）

13番（伊藤マツ子君） いや、国のそういう。町でできることは限界がありますので、そういう不安のある状況の中でなぜこういう事業をするのかと。全然運動場がない、グラウンドゴルフ場がない、だから必要なのだというのならば一定わかりますけれども、今やろうと思えばどこでもできますよ。そのことに住民の批判が私たち議員には寄せられているのだというふうな認識は、私はしっかり持っていました。

たいなというふうにして思います。基本的には、この繰越明許費というのは本来であれば減額補正をするものであるというふうにしてご意見を申し上げて、この項は終わりにいたします。

一般会計の13ページ、民生費をお願いします。まず最初に、民生費、社会福祉費の社会福祉総務費、負担金補助及び交付金の社会福祉法人等利用者負担軽減事業補助金。これ県がたしか60万円、そして町の分合わせて80万円というふうにしてなっておりますけれども、この内訳についてご説明いただきます。

委員長（筒井義昭君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） それでは、お答えをさせていただきます。

社会福祉法人の利用者負担軽減事業ということになりますけれども、この軽減という中身は低所得で生計困難な介護サービス利用者に対しまして、その介護保険サービスを提供いたします社会福祉法人がその社会的な役割として利用者負担を軽減するというところで介護保険サービスの利用促進を図ると、こういう中身でございます。それで、ここの80万円という中身になってくるわけですが、いささか口頭で説明するとわかりづらい部分もあるのですが、制度がちょっと込み入っておりますが、大きく言いますと介護保険の利用をして、当然その利用者については負担が生じます。その負担生じた部分について、今申しました事業の目的に基づきまして社会福祉法人がその利用、個人負担の部分を減免しますよと。つまりある程度社会福祉法人がその利用者負担をいただかないと、こういう中身になっておるわけでありまして。

そして、どういう人が対象になるかということになると、さまざま基準がありますが、市町村民税非課税の方、さらに所得の部分もかかわってくるのですけれども、そういう方やあるいは生活保護の方という方が対象になっていくということで、こちらのほうで対象者を割り出すといえますか、施設に入っております利用者の方々等々をこちらのほうの利用者負担段階を算定する資料に基づきまして一定どういふところら辺までその対象になるかというようなことで試算をしました結果、こういう80万円というふうなことでございます。この80万円という公費負担の部分については、利用者負担があって、基本的にはその25%までの限度として軽減できるという制度になっておりますが、その軽減額について社会福祉法人で負担をする部分と公費負担という部分に分かれておまして、その公費負担部分について積算をした結果、この80万円ということになりまして、ここの部分についてはあと4分の3の国県補助が入るということで、歳入のほうでは60万円を見させていただいたと、こういう状況でございます。

委員長（筒井義昭君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） この社会福祉法人の利用者負担の軽減については、私はかつて2005年ごろだったと思いますが、介護保険の大幅見直しのときに町としてこういうことに社会福祉法人が軽減、当時減免だったと思いますが、行うのであるならば支援をしていただきたいというふうなお話をしたことがありました。

それで、今この軽減をするとした事情というのはどういうところから来ているのか。2005年からは相当な年数たっておりますけれども、法人がやる気になったというその辺の事情がわかればお尋ねしたいと思います。

委員長（筒井義昭君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、この事業は町だけで実施できる事業ではございません。法人のほうから、その一部本来的にはいただける利用料については減免しますよという法人の意図、申請が必要になってきます。そういうこととあわせて、この事業が町のほうでもやりますという判断の中で進めるといふことにはなるわけですが、制度としては今お話のとおり介護保険制度が始まりました平成12年でしょうか、その後この制度が国からの通知ということで、各市町村で取り組まれたいと、こういう形で通知が入るわけでございます。そして、いろいろな市町村の中で取り組まれてきた経過があ

るわけですが、私たちの町のほうではこの制度については実施をしてこなかったという経過がございます。昨年度県のほうから、この実施についてやっぱりやったほうがいいのではないかと指導といたしますか、そういうお話がありました。それで、この間介護保険制度が非常に大きく制度改正何度も経ていまして、その辺を要綱に組み入れまして、要綱整備も含めて現在進めてきたということで、ようやくまずその体制が整ったということで、年度途中ではございますが、12月からの利用分について実施をさせていきたいと、こういう形で進んできたところでございます。

委員長（筒井義昭君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） この制度上で、地方自治体は社会福祉法人にこういう軽減対応をしていただくことを強く働きかける旨がたしかありましたね。これは、制度の見直しでそうなっていると思いません。そのことが結果として社会福祉法人はこういう対応をすると、それによって町の負担が出るということだというふうにして認識をしておりますので、進めていただければ助かるのかなというふうな、わずかな金額だとは思いますが、助かるのかなというふうにして思います。

それから、もう一つ、介護保険のほうの補正もあるわけですが、少し関連でお尋ねをいたします。きょうのNHKのテレビのニュースでやっておりましたけれども、いわゆるお泊まりデイ、お泊まりデイについて報道されておりました。あれは介護保険活用ではありませんので、なかなか行政としては実態がつかめないというふうなことで、私も少しずつ情報集めをこたしの初めか去年あたりからしておりましたけれども、その情報の一部を介護保険の担当者の方にも提供したこともありました。

そこで、町としてお泊まりデイを利用している住民がどの程度いるのか、それからまた近隣でお泊まりデイをしているところがどの程度あるのか把握されておりますでしょうか。

委員長（筒井義昭君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） お答えいたします。

非常にいいタイミングでテレビ放送流れましたので、私も気になって見たところでございます。実情から申し上げますと、お泊まりデイのその入所利用をされている方の把握についてはまだまだこちらのほうで実態把握としてはしていないところでございます。このお泊まりデイについては、まずいろんな利用のされ方あるわけですが、特別養護老人ホームの待機のために利用しているというような状況も一部ではあるわけです。一方、ショートステイのかわりといいますか、介護者が急用ができたというようなところで、その介護者自身の事情があってもどうしてもこういうところを利用したいというようなことで利用されている実情、いろんな利用のされ方があるようでございますが、ここの賛否両論といいますか、こういうあり方がいいのかどうかについては、さまざま厚生労働省においても意見が分かれておるといようなことのようにございます。

それで、せんだって県内の所管課長会議の中でもこのことが話が出されました。つまり一定のルールが必要ではないかと。きょうのテレビ報道なんかでも見ますとおり、食事のときに嚥下障害といいますか、そういう形で亡くなられた方も、相当数ではなくて、数はちょっとわかりませんが、そういう事例も発生をしているという状況の中で、果たして安全性といいますか、そういう安定的なサービスが提供できているのかどうかの疑問も一部では指摘をされているという状況もあって、一定そのルールが必要ではないかというようなことも出されております。県の中でも、このことについては関係所管課長会議等々で意見交換する必要があるという考え方を示されておりますので、その項の中でまた少し現状把握含めてやっていきたいと、こういうふうにして思っております。

委員長（筒井義昭君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） お泊まりデイについては、いろいろと課長会議等で話題になっているというふうなお話がありましたので、ぜひ少し情報収集をしていただきたいなというふうにして思います。近隣でもあるようですので。例えば介護度に応じて宿泊料が少しずつ、介護度が高くなるにつれ宿泊料も高くなると、食事は1食幾らというふうにすると大体高い人で三千七、八百円ぐらいだったかなというふうにして、そういうところがあります。これは、把握をするのはなかなか大変だろうなというふう

して思いますが、地域包括支援センターだとか、社協のほうからだとかいろいろな情報収集をしていたら、家庭がどういう状況があってそういうことを活用しているのかと、ことも調査が必要だと思います。例えばショートだとすれば、今すぐに使いたいけれども、使えないと。今に対しての対応ができないから、活用しているのか、あるいは最低でも1週間に四、五日はこういうものを活用していかないと働くことができないとかいろいろあるかと思いますが、ぜひ利用者のほうの関係の情報収集と、それから例えば近隣の酒田市さんなどとも一緒に、酒田市さんのほうがむしろそういうさまざまな情報を持っている可能性が高いと思いますので、行政間から情報のやりとりをしていただきたいなというふうにして思います。町民の中で何人ぐらいが、それはその時々によって人数は変わるかなとは思いますが、何人ぐらいがそういうものを活用しているのか、あるいはそういうお泊まりデイをしている場所は雑魚寝状態なのか、きちんと個室に何人と部屋が与えられているのか、大部屋にごそっというふうな話も、これはちょっと確認できていないのですが、そういう話もちょっと耳にしましたので、その辺の細かい情報を察知していただきたいなというふうなことを再度お願いしたいと思います。この項は終わります。

同じく地域支え合い体制づくり事業補助金1,126万9,000円、これは県が180万円ほど県補助金があるようではありますが、その県の180万円とそれ以外の町の分というのは一体どのように配分をされているのか、そしてどんなものに援助されるのか。それから、県の基準の考え方と、基準があるかどうかわかりませんが、町の考え方とは同じなのかどうなのか、その辺あわせてお尋ねします。

委員長（筒井義昭君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） お答えいたします。

これは、昨年度から今年度2カ年の事業という形で、県の補助事業ということで10分の10、地域支え合い体制づくり事業ということで、高齢者等の支え合いの拠点整備を行う事業に対する補助をいたしますと、こういう事業であったわけでありまして、平成23年度と平成24年度のその補助の考え方については同じということで今回取り組んできたところでございます。平成23年度では、老人クラブ所在集落を対象に募集いたしまして、申請のあった全ての応募に、33集落になりますか、老人クラブある場所、そこに2,832万1,000円の補助の交付をしたという実績となっております。2カ年事業ということで、今年度も先ほど申しましたとおり同様な基準で執行したいということで、今回、今年度6月でしたか、5月でしたか、また再度応募をして、14申請いただいたと、こういうことになったわけでありまして、しかしながら、県のほうで今年度の対応については予算の面で遊佐町さんのほうに対してはなかなかその配分ができないということでありまして、当初はこの14部分については実施できないのかなというようなことで残念ながら考えてきたわけでありまして、ただ2カ年事業として県のほうでも取り組まれてきたという経過も踏まえまして、その該当にならなかった部分については、何とかその高齢者の集まる場所の拠点整備をしていきたいという思いがありまして、町単独でも実施していくべきではないかという判断に立ちまして、今回の振興計画のほうに町単で上げさせていただいたと、こういう経過になったわけでございます。そういう議論をしておる中で、今度県のほうでの配分、何とか180万円ほどこちらのほうに配分ができるという県からの連絡が入りまして、それではその振興計画、来年度実施という予定で進んでおったものを前倒して何とか今年度実施をしていきたいというような考え方で今回取り組んだところでございます。今回の補正に計上させていただいたと、こういうことでございます。

委員長（筒井義昭君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） たしか県のこの補助事業は老人クラブがあるところというふうにしてなっておりますよね。

それで、それが前年度が33集落、2,830万円というふうな金額だというふうにして認識をしておりますが、では今回の1,126万9,000円というのは老人クラブがある、なしにかかわらず、申請があったところには支援をしていくというふうにして理解をしてよろしいわけですか。

それから、もう一つ、県補助金はどのようにこの1,129万円の中にいわゆる仕分けを、仕分けといつか、しているのか。全く県補助金は県補助金で独断でどこかの集落の公民館等に支援をするのか、それとも全部県補助、町の補助を網羅して支援をしていくというふうな形なのか、ちょっとその辺のところをお尋ねしたいと思います。

委員長（筒井義昭君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、ことしも同一基準でこの応募、申請をいただいたということでございますので、老人クラブ所在の集落から申請をいただいたということでございます。

それから、180万円県補助を受けて、それを入れてといいますか、財源として町の単独財源も含めてトータルでここに載せてあります1,126万9,000円の補助を行うということでございますので、実績報告についてはどういう形で、出したほうがいいのか、県のほうとも相談をしていかなければならない部分もあろうかと思っておりますけれども、この1,126万9,000円の中に180万円も溶け込んでいくと、こういう形で理解をしております。

委員長（筒井義昭君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 今年度ももう多額の町の単独予算をつぎ込んだけれども、内容としては昨年度と同じ基準、いわゆる老人クラブのあるところですよというふうなお話をされました。

これは、では老人クラブのないところには何の支援もしないのかというふうなことになると思いますけれども、果たしてそれでよろしいのかなというふうにして私は思います。その辺をどう考えるのか。

それから、ことしが最後なのか、来年度以降もこの事業を、県の動きがどうなるかわかりませんが、来年度以降も町として単独で少しずつ進めていく考え方があるのかどうなのか、その辺と、それから時間がないので、もう一つはこのいわゆる補助内容ですよ、備品だとかさまざまありますけれども、例えばカラオケセットだとか、グラウンドゴルフセットだとかというふうなものも入っているようですが、私は果たしてこういうものまで支援が必要なのかなというふうな疑問を感じます。これ多分県の考え方がいわゆる備品だとかという部分に入るとは思うのですが、グラウンドゴルフセットなんていうのはなるべくであるならばその集落で買って使うのが筋ではないかなというふうにして私は思いますけれども、何もかも何か公金をつぎ込んでよろしいのかなというふうな感じもいたしますが、その辺は何にも感じないのかどうなのか、この3点お尋ねしたいと思います。

委員長（筒井義昭君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） お答えいたします。

まず、老人クラブということで、前年度もこの事業を実施する際のその考え方についてはやりとりあったのかなというふうにして思いますけれども、高齢者を取り巻く状況の中で、閉じこもり防止ということの中で効果的にこの事業目的を達成するということであれば、老人クラブを対象としながらこの事業を実施していったほうがいいのかということ対象という形にしたわけですが、県内の老人クラブの会員数の状況を見ますと、全県的には老人クラブの会員数は今それぞれの市町村では減少しております。ただ、県内の中で、2つについては老人クラブの会員数がふえているところがあるということでございます。それは、金山町と遊佐町でございます。そういうところから見ますと、この事業で老人クラブの活動なりが活性化をしているということで捉えられるのかなというふうにして思いますので、この事業の点については非常に効果があるのかなというふうにして捉えております。

県のほうでは、2カ年でこの事業を実施しておりますし、また今回25年度実施で振興計画のせたという中で前倒しというその事業設定をしたということもあまして、実はその後についてはこのような制度を継続していくかどうかということについてはまだ十分検討していないというのが実情でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、内容については、先ほどの事業目的ありますが、いろんなところに集まってきていただくと、集落の集会所等々に集まってきていただくということがやっぱりいいのではないかなということ

で、利用の使途については県の基準なり、認めている段階のもので対応していいのではないかと  
いうふうにして思います。

委員長（筒井義昭君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 内容についてはわかりましたが、このもともと県から来る原資は国の金です  
ね。国のお金を県が基金にして、そしてその中から各市町村に配分をしているというふうな内容のもの  
ですね。これは100%ですよ、補助は。国が金がない、金がないという中で、カラオケセットまで買  
ってもらうのはありがたいといえはありがたいのだけれども、そこまでしなくてもなというふうな感じ  
もいたしますが、それはわかりましたけれども、今後についてはどうするのかというふうなことは定め  
られていないようですが、私はこうやって多額の予算を町がつぎ込んだわけですので、今後老人クラブ  
ある、なしにかかわらず、老人クラブがあったほうがいいとは思いますが、いろんな、趣味が多  
様化しているなどいろいろありますので、状況、状況によってはなかなか老人クラブが設置できないと  
いうことがあろうかと思っておりますので、余りそういうふうに差別化をしないで、今後少しずつでも国、県  
が補助がなくなった場合には対応していただければありがたいのではないかなというふうにして思いま  
したので、今年度は大幅な支援ですが、来年度からもう少し金額を下げてください、少しずつ支援を  
していてもよろしいのではないかなというふうにして思います。いやいや、お金がいっぱいあるか  
ら、来年度もいっぱいしますよというならば、それはそれで別に異論はありませんけれども、でもい  
ろんな予算の使い方がありますので、少しずつやっていただければなというふうにして思います。

委員長（筒井義昭君） 時田町長。

町長（時田博機君） この地域支え合い体制づくり、昨年我が町でトータルで3,090万円ぐらいか  
な、3,100万円弱まで、1億円の県の予算の中で我が町ともう一つ、二つがかなり使ったので、ことし  
は遠慮してほしいという形で、県ではなかなか1次の補助金は出していただけませんでした。ただ、ト  
ータルで2年で考えれば、4分の3県補助、町として4分の1という形の中で、町内の老人クラブの皆  
さんにしっかりと支援はできたのかなと。それで、老人クラブの皆さんからもやっぱり非常に喜ばれて  
いる。特に加入率、今までずっと右肩下がりで組織的には少なくなってきたのですが、それもや  
っと歯どめがきいて県内でも増加の方向にあるということで、全国の老人クラブの50周年で老人ク  
ラブ連合会の会長さんが何か表彰を受けたというような話も伺っております。次年度以降、それはクラブ  
の結成を促しながら、そして同じ扱い、同じ支援という形ができれば素晴らしいと思って、やっぱりそ  
この地域だけが、最初に手挙げたところだけが100%で、あとあなたのところは遅くなりましたから、  
3年目だから、ゼロですよという形は、それはいかないのでしろうし、これからしっかりと受けとめさ  
せていただきます。ありがとうございます。

委員長（筒井義昭君） これで13番、伊藤マツ子委員の質疑は終了いたします。

10番、斎藤弥志夫委員。

10番（斎藤弥志夫君） 私からも少々質問させていただきます。

10ページで、財産収入で利子及び配当金、遊佐町総合交流促進施設（株）の配当金で、補正で20万  
円ほど減額補正になっております。補正前が296万円ほど何か見込まれているようですが、配当  
金の減額ということは結局不景気の影響といたしますか、簡単に言えば、売り上げが思うように伸びない  
とか、そういう事情ではないかと思いますが、これについての説明をお願いいたします。

委員長（筒井義昭君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） お答えいたします。

この配当金の20万円の減額でございますが、これ遊佐町総合交流促進施設株式会社の配当金でござ  
いまして、当初50万円を見てございました。それが決算によりまして、30万円ということで配当金ご  
ざいました。したがって、ここでは20万円の減額をしたということでございます。

委員長（筒井義昭君） 10番、斎藤弥志夫委員。

10番（斎藤弥志夫君） 当初50万円見込んでいたのが30万円だったので、20万円の減額だということなわけですが、それは金額がそうだということなわけですが、配当を減らすという。これ、では遊佐町で何株持っているのかということと、あと見込みどおりの配当が得られなかったということについてのその状況をお聞きしたいと思います。

委員長（筒井義昭君） 時田町長。

町長（時田博機君） 遊佐町は、総合交流促進施設株式会社の株式保有数は1,000株、発行総数2,000株のうち1,000株でございます。その中で、なぜかつくったときから5%配当というのがずっと続いてきたというのでしょうか、5%配当。私は、昨年度の決算で議会の皆さんにも決算はご説明申し上げましたけれども、400万円ぐらしか利益がなかったのかなと思っていました。400万円ちょっとだと思います。今東日本大震災以来というのでしょうか、その以前から総合交流促進施設株式会社は非常に経営は、見た目はよく見せていたのでしょうか、私が経営に携わってからは非常にもうからない、そしてなかなか宿泊施設ではほとんどペイできないような状況がずっと続いてきたのですけれども、ほかの施設の収益等を含めて私が引き継いだときは前年度600万円の収益で、10%配当しました現状ありましたが、翌年赤字決算しましたので、配当ゼロという形をさせていただいたところ、そして昨年はやっと何とか400万円ぐらい、まさに広告料もかつて1,000万円使っていた広告料を300万円台まで減らしたり、220万円から250万円使っていた接待交際費を47万円台、50万円以下まで下げながら、辛うじて400万円ぐらしか利益が出ないという状況、それも職員の給与を上げないで、据え置いてそのような、やっと計上の黒字で出せたという状況で、これでは、会社当初から何でか5%ってなったのですけれども、私から見れば遊楽里の経営で5%配当を出せるような、そんな状況にはないということは確かなことだと思いますし、かなり配当に無理をしたというのでしょうか、今世の中見れば配当で5%を配当するような株式の会社は多分ないはずで、3%ぐらいが、3%、金利でいけば、悪いけれども、1.5%、2%の配当なら十分の時代ではないかと思っています。かつての右肩上がりの時代の5%配当に、予算的に当初からそれにこだわってしまったということがこのような減額を招いた。経営努力はしたのですけれども、なかなか震災以来の観光客に来てもらえないという現状。それやっぱり予算の組み方にも多少問題あったのかと思っています。ちなみに、東北電力は、何せ昨年の大震災以降原子力も停止して、電力はなるべく使わないでくださいという、営業所がそんな営業した関係で、こっちは無配当という形で、配当はゼロという形、無配という状態でありました。これらなかなか町が持っているいろんな株式等についても、かつては超優良企業と言われた電力株でさえ無配当という現状に陥ってしまっているというのが現状であります。

以上であります。

委員長（筒井義昭君） 10番、斎藤弥志夫委員。

10番（斎藤弥志夫君） 一般的に、無配という会社は今ほざらにあると思います。3%の配当なんてやっている会社はもう今の状況だと超優良企業の部類に入るわけで、恐らく1%配当をやればかなりいいほうではないかなと思います。それがなかなか常態化しているという状態だと思いますし、この交流促進施設株式会社、辛うじててんてんのような状況、社員、従業員の皆さん方の給料を据え置いてもてんてんでやっているような状況だというふうな話でございました。人口減少、それから特に県内でも庄内地方というのはどっちかという内陸よりは所得水準もやや低い傾向にあるようです。当遊佐町にも、自慢ではないのですけれども、1人当たりの所得といいますか、その辺になると庄内地方の中でも下のほうから数えたほうがよっぽど早いと、1番目ですか、下から1番目というふうな非常に不名誉な経済状況が続いていると思いますし、そういう町でこれだけの施設を運営していくのはやっぱり大変だなと思います。ただ、今は幸いなことに赤字決算の連続ということにもなっていないようではありますが、余り仮定の話ばかりしてもしょうがないということは自分としてもわかっているのですけれども、ただその見通しとして決して明るいものではないと。どっちかといえば旅館業、ホテル業のような営業をやっているわけなので、これから赤字決算が続いていくと、仮にですよ、そういうふうなこと

は、これはただの仮定の話というふうに捉えられてもしようがない面もあるのですが、かなり現実味のある話ではないかと思っております、私としては。ですので、赤字決算が続いていくというふうなことになった場合、いろんな意味で施設の、例えば大きな施設改良なんかの場合は町でその事業、改良費なんかを設備なんかやってくれているわけです。それでもてんてんの営業成績を出すのが関の山だということなわけです。一般的に、これ会社経営というふうなことからいけば赤字ですよ、ほぼ間違いなく。設備とかなんとか自分たちのほうで全部持ってやるのが当然というか、当たり前のことなので、普通の会社の形態からいけばもうとっくに赤字になっていると、あるいは赤字決算の連続だと、毎年、こういうことになっているはず。それは役場とは切っても切れない関係にあるところなので、支援をしていくのは当然だと思いますけれども、それでもこれからの営業がだんだん下がって行って赤字決算が毎年続いていくというふうなことになったとすれば、町長としては、社長だものだし、ある程度の経営判断をしなければならなくなるのではないかと思いますけれども、そういう場合はどのように対応していこうかなというふうな考えられているのか、そこをお聞きしたいと思います。

委員長（筒井義昭君） 時田町長。

町長（時田博機君） お答えをいたします。

実は私は町長就任してから、総合交流促進施設株式会社の経営状況を7年ぐらいたかのぼって分析をさせていただいております。それから、5年前に指定管理を町から受けるときの計画、予算計画書、これも確認をさせていただいております。その指定管理を受けるときの計画では、全て黒字の計画が、架空の話ですけれども、なされておりました。ですから、十二分に町から指定管理料をもらわなくてもあの施設は十分運営できますよという計画のもとに指定管理をしていたという、5年前からという計画、それがありません。その予想の数値と、経営して特に東日本大震災以降の実数値、非常な乖離があります。基本的に、その以前からなのですけれども、宿泊施設に関してトータルでいけば何とか回るけれども、宿泊に関しては多分2,000万円ぐらいずつ計画よりは下回っているというような架空の指定管理の申請の書類がなされていたというふうには私は見ています。実質毎年毎年遊樂里と大平山荘、いわゆる大平山荘は夏には営業するけれども、半年は営業しないという厳しい現実ありますし、あぼん西浜も含めれば、それら含めて毎年2,000万円から2,500万円ぐらいの赤字の実質的な数字の流れは基本的な経営の経費と費用という形で変わっていないというような形を確認をいたしております。だけれども、町は指定管理料は出しませんよという形で、「ふらっと」さんとかいろんな施設のその職員が頑張った分を右から左で補填して、会計間繰り入れというのでしょうか、そんな形でやってきたというような実際の数値がありますので、それらをしっかりと一遍基本的にこの施設へのどのぐらいの経営、そしてこれからの想定される営業もどのぐらいしなければならぬということ自体も、どうも最初の計画のスタートが甘過ぎたという、そしていつでもそれは右肩に上がるものだという発想の時代のものだったのではないかと思っておりますので、あれだけの人数いるわけですから、60人近くの職員抱えているわけですから、それらについて、そして遊樂里という会社が始めた当時はまだ民間も元気な時代でありましたけれども、いつの間にやら民間が一抜け、二抜け、三抜けという状況の中で、町の観光の主な部分を担わなければならない施設としての宿命もありますし、また現実建ててから十数年たっています。平成9年、10年ぐらいですから。9年ぐらいですか。それから見ればかなりの年数もたって改修と補修等も来るわけですから、それらも含めて経営というのはそんなそんな、いつもいつもよそからお客さんを連れてくればいいのだと、かつては仙台圏から3割、東京から3割、地元が2割という形がありましたけれども、私は営業はまず地元を歩くものだ。地元から3割3分、3分の1以上お客さんが来てくれないような施設であれば、そんな施設はやっぱりなかなか経営的にもたないであろうというような名のもとに、地元、そして山形県内、老人クラブ等積極的に今高橋専務を中心に営業活動を行っているところであります。営業の心を忘れないでしっかりいくしかないのかな。それらについて、ただ計上のどのぐらいの数値か、実数との違いをしっかりと見据えながら、そしてどのような支援のあり方が必要なのか等も検討していきたいと思っております。

委員長（筒井義昭君） 10番、斎藤弥志夫委員。

10番（斎藤弥志夫君） なかなか右上がりの経済状況の中では辛うじてもってきたけれども、今はどっちかといえばややデフレだと、そういう認識がよくされています。せいぜいてんでいけばいいほうなのですよ。いろんなビジネスが。実際GDPは確実に下がっています。日本のGDPは、最高のときに520兆円くらいありました。今450くらいまで落ちているのではないですか。450兆円くらいまで。これからもっと落ちていくはず。だから、日本の経済システムそのものが非常に基盤が脆弱なものになっていますので、もともとエネルギーに関係するものは何もない国なので、原発とめれば今度はガスなんかを買って火力発電しなければならぬ。そのガス代払うのも何兆円だと、毎年。大変なことになっているわけです。だから、原発を一気にとめるとするのはやっぱり非現実的な話なのですよ。どっちかといえば。私から言わせれば。脱原発、卒原発とか言われていますけれども。やはりいろんな試験をやって大丈夫だと、もたせることができるという類いの原発だったらまずしばらく続けて電気を起こしてもらえないと、これが私は一応現実だと思っているのですけれども、この経営についてもべつ幕なし幾らでも町の金をその観光業、ホテル業でやる遊楽里とか大平とか、大平山荘あたりだって随分修理代かかっているのではないですか、前々から。大したかかっていますよ。あれだけの部分を多分大平の売上げの経常利益の中から支払うということは、ほとんど私は全然できていないのではないかと思います。トータル的に考えれば、もう修理代も、修理も何もしなくてもいいから、もうはっきり言えないほうがいいのだと、経営的には、こんな結論に単純に言えばですよ、なってもおかしくないわけなのです。結局は。それより上にいけば稲倉の立派な施設があって、なかなかあそこには泊まらないと。人間の心理でやっぱり一号でも上に行って眺めてみたいというものには私は十分あるのだと思います。そういうこともあって、なかなかあそこは、神鹿なんていって鹿飼ってもですよ、鹿見にわざわざ泊まる人もいないみたいなので、やっぱり稲倉まですぐ行くわけです、普通だったら。あそこにちゃんとした売店もあるし、眺めもいいし。だから、こういうところにやっぱり行きたがるのは私も人間の習性だと思うし、そういう意味でいけばこの町の観光業とかホテル業みたいなのはかなり無理をして成り立たせているのではないかなと思います。そういう意味で、前の小野寺町長の時代くらいまでは余りそういう心配もなくて、時代背景としてですよ、やってこれたのではないかと思いますけれども、時田町長になったから、急にだめになったというふうな話でもなくて、やっぱりその時代の流れがちょうど時田町長のころから下がってきたと、そこに当たった町長だものだから、なおさらその経営に関しては頭を悩まさなければならなくなると、こういう事情も確かにあると思いますし、やはりのべつ幕なしに修理代とか設備代、あれもこれも、またきょうも「ふらっと」の何か設備とかというのもまた書いてあるようですけれども、こんな調子で幾らでも幾らでも観光業にばかりお金をつぎ込むわけにもいかないわけです。若者対策とか教育とか、幾らでもやらなければならぬことあるわけですので、やはりこの辺はある程度がっちり線引きをしないと結局はこの町のシステム全体に悪い影響を及ぼすこともあるのではないかと、その辺ちょっと危惧もされますので、社長ですので、ぜひその経営判断を間違わないようにしていただきたいなと、このように思っていますので、まずよろしく願いいたします。

委員長（筒井義昭君） 時田町長。

町長（時田博機君） 補正予算の中で、「ふらっと」の排煙装置の壊れたやつを改修、改善しなければならぬ、これは「ふらっと」は観光ではなくて、実は物産の販売、発信の基地ですので、それらご了解いただきながら、会社の経営としては非常に厳しいと、そして従業員の給料も本当に安い給料で頑張っているということ大変ありがたく思います。私は、自分が就任してから、会社で総合交流、遊楽里とかでお酒飲む機会実はなるべく少なくしていますし、定時取締役会も11時から行っています。そして、会議が終わったら、お昼のお弁当で、お茶で、以前は年4回は全て4時からやって、5時から宴会つきだということでございましたけれども、私はそれはやっぱりただお酒を飲めば、従業員働いているわけですから、やっぱり自分たちの給料に来ないでそういうほかに支出されるお金の大切さというのもしみるでしょうし、それらについては自分では非常に戒めて、できればあそこでは、い

ろんな町の施設のあれでもなるべくお酒は飲まないような形をさせていただいてきたところです。いろんなディナーショーとか、またクリスマスとかあります。これについては、それはチケットを購入して行くわけですから、それらについては議会の皆様からも今、11月の22と23ですか、それから1月は堺すすむの、1月18日ですか、福祉の皆様と一緒にディナーショーもあるわけですから、それらチケットをお買いして、そして自分のお金で飲む分には、それは皆さん一緒に参加させていくという姿勢をしっかりと堅持しながら、やっぱり町として行わなければならないことと、それから今経営判断、これまでのことと、それから想定と現実。非常に東日本大震災以降本当にお客さん少なくなって厳しい現実です。議会の皆様からもひとつ個人的にも遊楽里もたまにはお使いいただくようお願いしたいところです。

以上であります。

委員長（筒井義昭君） 10番、斎藤弥志夫委員。

10番（斎藤弥志夫君） 何かあったとき遊楽里を利用するというのは、私は非常にいいことだと思います。きょうも終わってから遊楽里で打ち上げみたいのあるようですけども、私も法事なんかでも非常に利用させてもらっていますけれども、いや、後でもいいのですけれども……

（「民間の話」の声あり）

10番（斎藤弥志夫君） ええ。そういう形で、本当にもう経営的に右肩下がりの状況での経営は、こういう施設を持っているところはもう全国的にまずそうだと思って間違いないです。人口減少は全国的なものなので。それから、いろんなビジネスが成り立ちにくくなっているのも全国的なことです。もう都会の真ん中でも子供たちがいなくて学校運営が大変だと言っているようなのも私も聞いていますので、どこでも同じなのです。地方だけではありませんので、苦しいのですが、まずそれぞれ社長からも頑張っていたきたいというふうにも思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に進みます。太陽光発電の導入補助金で50万円ほどあるようですけども、この太陽光発電の今の設置状況はどのようなものか伺いたと思います。

委員長（筒井義昭君） 池田地域生活課長。

地域生活課長（池田与四也君） お答えをいたします。

再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援事業費補助金、655万円減額をさせていただきます。通称新グリーンニューデール基金事業と言っているものでありまして……

（「太陽光発電」の声あり）

委員長（筒井義昭君） 太陽光発電。住宅用の。

（「50万円」の声あり）

地域生活課長（池田与四也君） 大変失礼いたしました。歳入の流れで、その先入観で答えてしまいましたが、歳出の……少々お待ちください。

委員長（筒井義昭君） 50万円。

地域生活課長（池田与四也君） はい。歳出の15ページ、衛生費。環境衛生費、19節負担金補助及び交付金50万円の増額に関しましてお尋ねでございます。

（何事か声あり）

地域生活課長（池田与四也君） はい、わかります。現在のところ、申請件数が9件ございます。交付決定額が96万9,000円となっております。さらには、恐らく年度内に申請確実と見込める相談、問い合わせが4件ほどありまして、その分に対応する補正をお願いするものでございます。

委員長（筒井義昭君） 10番、斎藤弥志夫委員。

10番（斎藤弥志夫君） どの市町村でも、太陽光発電については補助金も出しているようです。国も出しているようです。これからの新たなエネルギー対策としては必要なものだと思いますので、前向きなエネルギー政策と思っておりますので、できればほかの市町村よりも、と同じ程度の補助金を出すということでも仕方がないのでですけども、できるだけ多目の補助金を出していただきたいなと、私は。

この政策については、なるほど、遊佐町というところは新エネルギーについては町としても十分理解をしているし、理解をされているところほど私は町としての補助金の額も多くなるのではないかとも思いますので、ぜひこの辺についてちょっと優遇的な補助金という形で対応していただけないかなと思いますので、ひとつその辺についてちょっとお考えをいただければと思います。

委員長（筒井義昭君） 池田地域生活課長。

地域生活課長（池田与四也君） 前向きなエネルギー対策をというご提言でございました。

我々も賛同するものでございまして、いわば他市町村より差別化を図る、金額的にあるいは交付対象としてもと、いろんな観点からその制度の拡充を図る要素はまだまだあろうかと考えております。きのうも常任委員会で同様の趣旨のご意見をいただきました。今現在の制度は、一般家庭用を対象としております。交付条件も4キロワットまでを条件としております。大体先ほど申し上げた9件の平均を見ますと、3.6キロワットくらいが平均なのです。2キロ台から6キロ台までありますが、そういう状況の中であって果たして一般住宅のみを対象として、それだけでいいのかということの議論もあろうかと思えます。まだまだ今緒についたばかりで、一般家庭への普及もまだ十分でないという中ではあります。今後の検討課題、検討要素としましては、事業所だとか、あるいは公共的な施設等々へ対象を広げる、あるいはキロワット数上限を上げるといったことも含めて検討の余地があろうかと考えております。

なお、今は7月1日から国の制度で始まった再生可能エネルギー全量固定買取制度が追い風となっているという面もございまして、この見直しは3年後になされるということもございまして。また、県の再生可能エネルギー設備導入事業補助金もございまして。うちのほうは、ここは非常に町の特異性だと思っているのですが、国、県の補助金と町の補助金とトリプルで利用可能だといったところはなかなか他の市町村にはないかというふうに認識をしております。いずれにしましても、国、県とそういった事業との連動性を図りながらこれから制度の拡充を図っていければというふうに考えております。

以上です。

委員長（筒井義昭君） 10番、斎藤弥志夫委員。

10番（斎藤弥志夫君） この太陽エネルギーに関しましては、今課長の説明のように4キロまでということでもなくて6キロ、7キロでも適用になるというぐあい、いろんな意味での改善は幾らでもあるのではないかと思いますので、ぜひできるだけ普及するような形での前向きな取り組み方をお願いしたいと思っておりますので、その辺をよろしくお願いして私の質問は終わります。

委員長（筒井義昭君） これで10番、斎藤弥志夫委員の質疑は終了いたします。

12番、那須良太委員。

12番（那須良太君） まず最初に、児童公園の繰越明許費に触れた質問をしますが、委員長に町の他の施設にもちょっと触れることがあります。許可していただきたいが、よろしいでしょうか。

委員長（筒井義昭君） はい。

12番（那須良太君） それでは、私から、時間内で終わりますが、まず運動公園。

皆さん大半の人が不安の声と、ないほうがいいのではないかという意見が多いようです。私は、やはりこの町を今後存続していくためには、景気が悪いから、これもやめる、あれもやめるで、それでいい方向に行くかといえば、悪いほどやっばり挑戦する、立派にした町づくりをする挑戦の心がないと私は維持できないと思えます。将来合併するのだということであればいいのですが、自立していくということであれば今以上にやっばり前に進む事業を展開しないと、これは維持はできません。これは、我々会社も同じです。運動公園、これは我々一応つくるので賛成したわけです。やはりよそからも遊佐ですばらしいのつくったよって言われるような、また町民からも喜ばれるような公園をつくっていただきたい。ただ、グラウンドゴルフだけでないかというような、そのような批判もあります。私はみんな入ってきますが、やはりグラウンドゴルフの愛好家だけでなく、若い人も、ここを見ると窯場とか

いろんなのありまして、やっぱりいも煮会とかいろんなのできるかなりの設備なっています。やっぱりそういうことをまずやるのが大事だと思います。

また、1つ、今ちょっと委員長から許可いただいたのは、子どもセンターにもこの間商工会でもちょっと金かける必要ないのではないかという意見がありましたので、許可をいただいたわけですが、今やっぱりここにいた人皆さん、若者定住がやっぱり遊佐町の絶対の条件だと言っているわけですよ。その若者の定住するには、やっぱりいろんな条件がございます。住むには。その条件を満たさない町に今若い人方住んでもらえるかということです。だけれども、私の長男からずっと前から、遊佐町で雨降り、こういう天気、もう日曜日でも子供連れていくところないのだから、遊樂里に行って遊ぶことできないし、図書館に行けばやかましいって怒られるし、行くところないって。そんな町に若い人がよそから住んでもらえるかということを皆さんからしっかりやっぱり考えていただきたいと私は思います。やはり若い人が考えを、住みたいという条件を、ただ土地だけとかアパートだけではないと思うのですよ、やっぱり一番大事なのは雇用が大事ですが、その次はこういう住んでよかったという施設がちゃんと整っているかということも今若い人から見れば大きなこれ要因ですので、その辺をまず皆さんからしっかりこれから、私よりみんな若い議員さんですので、やっぱり将来を見据えた意見をどんどんやってもらわないと、なかなか町部局でも思い切ったことできないと思うので、私は今後こういう事業をしないとやっていけないのだということを前提に、しっかり課長の皆さんからもだし、議員からもやっぱりそういう意見をどんどん出していただきたいとします。

今景気の悪いときはみんなだめになってしまうのです。先ほど10番委員も言っていましたが、右肩上がりるときは誰がやっても大体黒字にはなる。こうやって今みたいな状況になると、酒田のちょっと話で……

(「那須委員、質疑。質疑」の声あり)

12番(那須良太君) だから、許可得ていますよ。だから、私は町づくりは、今いろんな施設に関連して、許可得ていますので、それを満たさない私は若者の定住も子供の少子化の問題も解決しないと思いますので、皆さんはどう考えたかわからない、私はそう思っていますよ。ただ、今景気悪くから、金使われなければ、いや、あとこれも要らない、あとあれも要らないなどになったらどんどん遊佐町が衰退していくと思います。そういうことだけ、まず町長の考えをお聞きしたいと思います。

委員長(筒井義昭君) 時田町長。

町長(時田博機君) よく振興審議会で答申を承ったときに1つつけ加えてくるものがございます。それは、やっぱり地域のために予算の範囲、許す限り積極的に投資事業を行ってくださいよということがよく付されております。今回も、これ振興計画まだ議員の皆さんには配付という形で説明していませんけれども、やっぱり経済状況を考えれば前向きに投資事業を確保してくださいよというのはいつでも言われているということはありますし、まさに那須委員から叱咤激励を受けたというふうに思っています。やっぱりつくるときは丁寧に議論していいものづくりましょう、そしてほかからも来てもらえるようなものづくりましょう。それがグラウンドゴルフだけつくるのではないのです、はっきり。そして、子どもセンターまさに、いや、今の時期以降になると子供たちが外で遊ぶことがほとんど、我が町では体育館物すごく冷たいのです。体育館って。それから、実は増穂に仙台からおいでになったおじいちゃんに言われました。遊佐町の体育館のトレーニングルーム、まあすごいものだから、ヤッケいっぱい着て1時間運動しても全然汗かかないって。もうそのぐらいに、実はよそから来るとほかではもう進んでいる施設もあるのですよという提言をいただいたりしています。それらは、やっぱり地元でずっと、ウエートトレーニング等は体育館の下のある器械があるところですよって言われているのですけれども、窓もなくて照明もなくて、外の景色もなくて暖房もきかないで、1時間冬なんかトレーニングしても全然汗もかかないようなところですよって、よそから来た人はその町の不足がはっきり見えるのでしょうか、そんな指摘もいただいたところでもあります。あれもだめ、これもだめではなくて、やっぱり地域の将来、しっかりいてもらうためには、それらのいい状況を町として財政の許す限り積極的に

やっぱりしっかり整えてまいりたい。それは、行政としては目標をしっかり整えて、それに向けて議会の皆様とともにしっかり歩むということは、それは当然のことだと思っていますし、激励をいただいたこと感謝を申し上げたいと思います。しっかりいいものをつくって、そしてそれが中途半端なものなら、これは町民の皆さんから大変なお叱りをいただくと思いますので、それら子どもセンター等についてもしっかりいいものをつくって、いつでも使えるようなものにしていきたいと、そのように思っています。

以上です。

委員長（筒井義昭君） 12番、那須良太委員。

12番（那須良太君） 大分私オーバー的なことを言って、もうこのぐらい言ったほうがいいのかと思って今ちょっと考えて言っているわけですが、本当にやっぱり今厳しい状態です。特に景気が去年の震災以来どこが一番悪いかというと、本荘からこっちと庄内が悪いです。それは何でかということ、被災地に日帰りができない状況で、労働者も泊まりでないと行けない状態、そんな状態で今遊佐町ではリフォーム工事、これで補助金から出してもらって、3,000万円ぐらいの補助で何億円も仕事をやっているわけです。こういうのは、町民ができるだけやっぱり元気の出るような施策を今、またさっき10番委員が電気の話で、いいことはどんどん進めたほうが良いということですが、私はそういう町民が喜ぶことを、思い切った施策をとらないとやっぱり町が活性化はしませんので、だからそういう施策をできるだけ、町民の声を聞くのは当然ですが、やっぱり前向きにしっかりこれからやっていただければ遊佐町も将来大丈夫に運営できるのではないかなと思って思います。

先ほど予算もちょっと見ていました。繰越金とか四百何十万円の追加もやっていますし、予算的には今のところ順調に推移しているのではないかなと思って見ていましたので、今後、まず皆さんの声を聞くのは、これは社長、町長が責任者ですから、当然ですが、でもやっぱり最後の決断は町長ですので、前向きに頑張っていただければありがたいと思います。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

委員長（筒井義昭君） これで12番、那須良太委員の質疑を終了いたします。

4番、土門勝子委員。

4番（土門勝子君） 私のほうからも質疑をしたいと思います。

まず、特別会計のほうから入ります。国民健康保険特別会計、1,600万円補正になっております。大部分給付費と思いますけれども、その内容をお願いします。

委員長（筒井義昭君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

繰越金ということで、その他繰越金1,600万円、前年度繰越金ということでございます。これは、平成23年度から平成24年度に会計締めた段階で繰り越しのできるお金があるわけですが、そのうち1,600万円を繰り越しますということでございます。平成23年度から24年度に繰り越した額は、2億2,612万3,794円でございます。そのうち当初予算でその繰越金を見ていたのが5,000万円ということでございますので、差し引き1億7,612万3,794円が繰越金としてその後の24年度会計における経費の増等に対応できる、充当できる財源と、こういうことになるわけです。このうちの1,600万円を今回繰越金として上げて予算化をしたと、こういうことでございます。9月補正の段階で、この繰越金の中から2,700万円の国庫等の精算に伴う返還金を補正をしてございます。さらに、基金積立金ということで7,500万円を積み立ててございます。そして、9月補正の段階で7,412万3,794円まだ繰越金が残っておるという状況でございました。そのうち今回1,600万円を繰越金を財源として使いましたので、現在のところ残としては5,812万3,794円が繰越金としては残分として、留保分として会計上でございます。これにつきましては、今後の医療費等の状況を見まして、そこに充当する必要がございましたら予算化をして対応したいと思っております。

なお、もし残ということでございましたら積立金のほうに積み立てをしていきたいと、こういう考え方でございます。

委員長（筒井義昭君） 4番、土門勝子委員。

4番（土門勝子君） その内容はわかりました。

保険給付費がだんだんこれからふえてまいります。その要因は、保険の未払いも一つの要因になるのかなと思っております。健康保険税の増大は。だから、今まで9月末、10月末ぐらいで今未納金、未済額幾らぐらいになっているのか、わかればお聞きいたします。

委員長（筒井義昭君） 渡会町民課長。

町民課長（渡会隆志君） お答えいたします。

未済金といいますと、国民健康保険税は納期が2月までありますので、月々の収納率というのは把握はしておりますけれども、具体的に幾らかということではなくて、今、去年と比較しますと、ことしは国保税率が上がったということがあって実は心配はしていたのですけれども、そんなに響いているということではなくて、順調に納付されているというふうに考えております。

委員長（筒井義昭君） 4番、土門勝子委員。

4番（土門勝子君） 決算は終わりましたけれども、23年度の未納金もかなりあるようでした。1億2,073万1,907円。そして、9月末の未済額も9,500万円ほど、近くありました。保険料は、若い人は余りお医者さんにかかりませんね、子供は中学校三年生まで子育て支援ということで無料になっております。65歳以上は、いや応なしに年金から差し引かれます。やはり若い、若いというか、中間層、それがもう納めなくてもいいのではないかと、納めない得になっているのかなと私思っております。

保険証の発行なのですけれども、短期被保険者証と資格証明書などはどういうときに保険証を発行するのかお伺いいたします。

委員長（筒井義昭君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） お答えいたします。

滞納者につきましては、納税相談ということを行いまして、その事情をまずお伺いをして、保険料の納税について十分まずしていただきたいということの中で、そこで短期の保険証を交付をすると、こういう形でしております。

委員長（筒井義昭君） 4番、土門勝子委員。

4番（土門勝子君） 資格証明書は、どういうときに発行するのですか。

委員長（筒井義昭君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） 資格証明書につきましては、発行はしてございません。遊佐町の場合はゼロ件でございます。

委員長（筒井義昭君） 4番、土門勝子委員。

4番（土門勝子君） 滞納者の場合、短期被保険者証を出すと言っていました。

町民の中でも、やはり長引く不況で国民健康保険税をどうしても払えないという人もおります。2年ぐらいは滞納したのかな、2年ぐらい滞納して、お医者さんにかからなければいけなくなったというときに、全額負担ですよ、お医者さんから言われて、これは大変だということで町のほうの健康福祉課に行ったら、今、今回払ったら被保険者証を出しますよと言われたそうです。本当にありがたいと言っていましたが、もう払わないこの前の2年間の分はどうするのですか。その辺お伺いします。

委員長（筒井義昭君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） お答えいたします。

保険料の滞納部分については、その都度相談をいただきながら、納税計画という形で本人の生活状況を踏まえながら、その納付をいただく額を双方で相談をさせていただきながら設定をして納税をしていただいているという状況でございます。

委員長（筒井義昭君） 4番、土門勝子委員の再質問を保留いたしまして、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時55分）

休

憩

委員長（筒井義昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
（午後1時）

委員長（筒井義昭君） 4番、土門勝子委員の再質問を保留しておりましたので、これを許可いたします。

4番、土門勝子委員。

4番（土門勝子君） 国民健康保険事業は、これからも大変厳しくなることが予想されます。不納欠損の出ないように国民、町民一人一人が自覚して、納めない得にならないようにみんなで協力し合っていきたいものだと思います。それに加えて、ライフアドバイザーからも今まで以上に頑張ってもらいたいと思います。これで特別会計は終わります。

次、一般会計の事項別明細に入ります。14ページの3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、19節負担金92万6,000円、幼稚園預かり保育支援事業補助金とありますが、その内訳をお願いします。

委員長（筒井義昭君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） 答えいたします。

これは、幼稚園に通われているお子さんの中で、通常の幼稚園の閉園といいますが、その時間よりも延長して子供を保育、預かっていただくというようなケースがあるかと思いますが、そういう場合に町のほうで補助をしていくということで、その経費については補助をしていくというようなことで昨年度から実施をした中身でございます。補正予算の内容につきましては、当初見込みをしていた人数、実績あったわけですが、平成23年度においては34人の実績がございました。そういう実績も踏まえながらの予算の考え方でやったわけですが、今年度、平成24年度においては既にこの利用については56人というようなことで利用がふえているというようなことで、この所要額、実績見込みというようなことで不足が生じるというような状況でございましたので、補正をさせていただいたと、こういう中身でございます。

委員長（筒井義昭君） 4番、土門勝子委員。

4番（土門勝子君） 23年度から、去年から始まりました子育て中の家庭には大変いい施策であって喜ばれております。本当にありがとうございます。

それで、24年度はもう既に56人おりますということで、いかにこの町が経済状況が悪化しているのかなというのがうかがえます。両親だけでなく、おじいちゃん、おばあちゃんも働かなければ生活はできないということを物語っているのではないかと思います。

それで、今の仮称子どもセンター、今検討委員会のほうから出ておりますけれども、子供のことを考えてはもちろんのことなのですが、これからは団塊世代の人たちが続々ともう高齢者のほうに入ります。その人たち、うちでもそうなのですが、もう仕事をやめて、ああ、ご苦労さんでした、ゆっくり休んでくださいというのはたったの二、三日ぐらいだと思います。もうまだきょうもいるのかなという感じで、何か今までいない人がいるのといないのは大違いで、どこかに出ていってこないかなという大半の女性の意見でした。

それで、子供とおじいちゃん、おばあちゃんはセットと考えて、子どもセンター今建設するのですが、子供だけではなくて、もう小学校低学年は誰か大人が車で送ってこなければいけません。そのときに、では子供は子どもセンターに行って、ではおじいちゃん、おばあちゃんは何か図書館のほうで

本見ているとか、そういうようなものでなくて、セットで考えていただきたい。その一角でいいですので、そういう団塊世代の人たちみたい元気であるお年寄りの居場所をつくっていただきたい。そして、そこにいつでも気構えなく子供と一緒にふらっと来て、ふらっと帰って、もう友達いれば将棋したり、碁をしたり、そういうふうな場所を1カ所つくってほしいと思います。本当、「前門の虎、後門のオオカミ」ではないのですけれども、うちに行っても何か虎がいるみたいで、後ろからは追われているような気持ちになるって言うていましたので、やはりそういう人たちの居場所をつくっていただきたいという私のお願いです。

それと、急に子供を預けなければいけなくなったときにファミリーサポーター制度も導入していただきたいなと思って、その2点を、私の提案ですけれども、そちらの執行部のほうではどうお考えか。

委員長（筒井義昭君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） お答えいたします。

元気で留守がいいというお話のようでしたけれども、今度の子どもセンターでは親子の交流の場、それから子供の居場所づくりという大きなテーマで建設をするということで考えております。利用の対象は、ゼロ歳から小学校6年生までというようなことで考えております。ただ、親子の交流の場づくりということがございます。せんだって同じような目的で整備をされた隣接するところのそういう遊び場のところを拝見をさせていただきましたけれども、子供だけではなくて、どちらかというとおじいさん、おばあちゃんと一緒に来ているという姿が見られるようでありました。それなりに保護者の方々も体を動かしたりというようなことで時間を過ごされている状況も見受けられましたので、そういう一緒に過ごせるようなスペースを考えたいと思いますし、その中には交流スペースというようなところも当然、その親御さんたちだけの交流、親だけの交流ということではなくて子供たちの交流の場というようなことも考えてございますので、そういうスペースを活用いただけたらなというふうにして思っています。

それから、ファミリー・サポート・センターも昨年度の検討会、さらに今年度の検討委員会の中でも少し話はなつたのですけれども、望む声もあれば、一方でなかなかほかのうちに子供を預けるといふようなところへの抵抗感といいますか、その辺も少し気持ちとしては出されている部分もございまして、そこは少しこれからの事業執行の中で検討していけたらいいのかなというふうにしては思っているところでございます。

委員長（筒井義昭君） 4番、土門勝子委員。

4番（土門勝子君） ファミリー・サポートですけれども、酒田のほうではかなりの人数が利用しているということを聞きました。登録者も70人ぐらいいるという話を聞きましたので、これからはやはりそういう制度は必要なのではないのかなと思っております。

あと、元気なお年寄りの集まる場所というか、そういうの、はつらつ貯金口座等もあるのですけれども、それはいついつ何時って指定されますので、肩を張らなければいけません。ですので、自分のいいときに……わがままですから、自分のいいときに、自分の帰りたいときにふらっと行けるような場所、それが私は欲しい、望んでおりますので、その点もさらに、さらにというか、よろしく願いいたします。この件は終わります。

同じ14ページで、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、14節委託料1万4,000円補正になっておりますけれども、家庭相談員となっておりますけれども、どういう仕事なのかお聞きいたします。

委員長（筒井義昭君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） お答えいたします。

家庭相談員ということで、子育て支援の一環ということで、育児への不安を解消しながら安心して子育てができるように家庭相談員ということでお願いをしながら育児相談を実施をしているという状況でございます。相談に、相談会をしてもなかなかその相談会のところに来ていただけないやっぱり親御さんがいらっしやると。さまざまな事情を抱えてのことだと思います。それで、保健師が巡回などいろん

な相談も含めて承っている中で、どうしてもこちらのほうからお邪魔をして相談をさせてもらおうと、育児支援の目的の中で相談をさせてもらうというその家庭相談員の回数が少しふえてございまして、今後まず想定されるその回数を、不足生じそうなものですから、そこに計上させていただいたということでございます。ケースに合わせてきめ細やかにその相談をさせていただきたいというような形で回数をふやさせていただいたということでございます。

委員長（筒井義昭君） 4番、土門勝子委員。

4番（土門勝子君） 育児相談が主だと、主だというか、育児相談だということで了解いたしました。民生委員もおりますけれども、またそれとは違って、育児だけの相談ということでわかりました。

それで、母子家庭相談員というのもありましたよね。母子家庭相談員。なかったでしょうかお聞きいたします。

委員長（筒井義昭君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） お答えいたします。

母子家庭相談員のことについては、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。担当のほうにちょっと確認をしたいと思いますので。済みません。

委員長（筒井義昭君） 4番、土門勝子委員。

4番（土門勝子君） それでは、確認していただいて、別の質問に移ります。

最後の質問になりますけれども、9款消防費、1項消防費、5目災害対策費、1節報酬8万6,000円、防災会議委員報酬とありますけれども、その内容をお聞きます。

委員長（筒井義昭君） 本宮総務課長。

総務課長（本宮茂樹君） お答えを申し上げます。

さきの議会で、遊佐町の防災会議に係る条例を改正をいただきました。これは、法的な整備に伴って改正をお願いしたものでございまして、それによりまして委員の皆さんに自主防災会、それから学識経験者を加えるという内容で改正をさせていただいたところであります。その方々に係る、5名の方々ふえる想定の中で今回報酬のほうも増額をお願いをしたという形になってございます。

委員長（筒井義昭君） 4番、土門勝子委員。

4番（土門勝子君） 委員の人員がふえたということであります。

10月の21日に、町内一斉の避難訓練を行いました。各集落で人数を把握して消防団員が本部のほうに知らせるということでしたが、全部で何人ぐらい参加できたのかな、わかればお聞きいたします。わからなければ、後で私が直接聞きますので。

委員長（筒井義昭君） 本宮総務課長。

総務課長（本宮茂樹君） ただいまの訓練につきましては、一般行政報告でも一部報告をさせていただいておりましたが、今回は西浜集落を中心に行いまして、西浜集落では179名ということで、これは住民の皆さんと関係機関と我々職員も含めて訓練をさせていただいたところでございます。委員おっしゃるように、全町におきまして各集落で避難訓練をさせていただきますので、その報告はいただいております。総数についてちょっと確認の上お答えをさせていただきたいというふうに思います。

委員長（筒井義昭君） 4番、土門勝子委員。

4番（土門勝子君） 私ざっと聞いたところによりますと、まだまだ町民の防災に対する意識が薄いようであります。この前も北海道のほうで強風によって電線が壊れたということで、3日間だと思いましたが、停電ありました。そのときのテレビの様子を見ますと、ほとんどの住民が防災グッズですか、そういうものを用意していなかったように見ました。懐中電灯や石油ストーブあるいは軍手、そういうものを持っていなくて、コンビニやスーパーなどに買いに行っていたのをテレビで見ましたので、そのときはもう既に全然なかったようでした。遊佐の町民も、あのように立派な防災ガイドブックを全戸に配布していただきましたので、いつ起こるかかわからない災害に対して町民一人一人家族で防災グッズなどを用意していただければ幸いなのかなと思っております。

それで、広報などの隅のほうにもでもそのことを記載していただければ幸いなのかなと思っております。その辺どう思いますか。

委員長（筒井義昭君） 本宮総務課長。

総務課長（本宮茂樹君） 委員からご質問いただいた内容は非常に大切な部分でございまして、3.11以来少なからず災害や自然災害、災害時のさまざまな行動について町民の皆さんの関心が高まっているというふうには感じてございます。しかしながら、一方では委員からお話あったようにして先般の10月21日の避難訓練の際も町長と私も一緒に西浜地区の住民の皆さんと避難をさせていただきましたが、背中にいわゆるそういった非常災害時の対応のためのものを背負いながら避難なされた方はごくわずかであったという思いをしております。やはり3.11以来町といたしましても町の広報に特集を組ませていただく、また委員お話ありました防災ガイドブックを全戸へ配布させていただく、さまざまな取り組みはさせていただいておりますが、なおやっぱり町民の皆さんとの意識をしっかりと高めていく活動をしなければならないであろうというふうに感じてございます。そういった意味におきまして、現在一番地域と密着性の高い自主防災組織でございますが、そのリーダーの皆さんに対する研修を10月から夜間各地区3回ずつ、計18回の開催で、今現在3回目の開催を行っているところでございます。やはり自分たちが家庭の中でどうあればいいのか、地域の中でどうあればいいのか、町のほうからのPRだけではなかなかそれが素直に心に響かない、届かないということもございまして。したがって、自分たちでそのことをしっかりとどうあればいいのか議論するといいますか、お話し合いをする、こういった機会が各集落の中であることによって、行政から一方的にPR、広報をするだけでない非常に大きな効果があるかと思っております。そういった意味で、町としてのそういう支援という部分についてこれからもいろいろな機会を捉えて、危機管理アドバイザー今年度から採用させていただきました、中心にいたしまして、さまざまな立場の方々に対する研修の機会、これらも想定をしながら取り組んでまいりたいと思っております。

なお、やはりこういう形で防災ガイドブックみたいな形で全戸に配布する、こういったことも常に心がけながら、両面で啓発させていただきたいというふうを考えてございます。

委員長（筒井義昭君） 4番、土門勝子委員。

4番（土門勝子君） 避難訓練のときも、ただ逃げるだけでなく、そのときに自助、共助で地域の住民を二ズによってどのように避難所まで誘導するか、そういうのを一言、二言ずつでもいいから、話し合って自主防災の強化をしていただきたいな、マニュアルづくりをしていただきたいなと思っております。

それから最後、一般質問でも言いましたけれども、避難場所を配布はいつごろになるのか伺います。

（何事か声あり）

4番（土門勝子君） 避難場所の全戸配布。

委員長（筒井義昭君） 本宮総務課長。

総務課長（本宮茂樹君） お答えを申し上げます。

避難場所を変えるということですか。

（「配布」の声あり）

総務課長（本宮茂樹君） 避難場所を示した資料の配布ということですね。

委員長（筒井義昭君） はい。

総務課長（本宮茂樹君） 今現在町の地域防災計画見直しを進めてございます。今年度いっぱいかけてこれらに取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、これらの作業終わりましたらあわせてそういう避難場所についての全戸への資料の配布心がけて予定してございますので、その際に配布をさせていただきたいというふうに思っております。

委員長（筒井義昭君） 土門勝子委員の再質問受けます前に、先ほど土門勝子委員への答弁を保留しておりましたので、菅原健康福祉課長より答弁願いまして、再質問を承りたいと思います。

菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） お答えいたします。答弁漏れがございましたので。

先ほど委員のほうからご質問ありました母子家庭相談員ということでございましたが、町の所管する部分ではこの名称での相談員というものはないということで担当のほうでは確認しております。

なお、ちょっと委員のほうと後ほど内容等について確認をさせていただければというふうにして思います。よろしく申し上げます。

委員長（筒井義昭君） 4番、土門勝子委員。

4番（土門勝子君） 何か勘違いしたのか、こっちのほうでも調べてみます。

それでは、総務課長のほうによろしく願いいたします。

これで私の質疑は終わります。

委員長（筒井義昭君） これで4番、土門勝子委員の質疑を終了いたします。

11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） 私からも3点ぐらい質問させていただきます。

初めに、15ページの農林水産業費の中の5項の農地費、15節の工事請負費130万円の内訳をお願いいたします。

委員長（筒井義昭君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） お答えいたします。

こちらは農道の整備でありまして、大蔵岡地区の農道、長さ154メートル、幅員、平均ですが、3.45メートルほどの農道の整備でございます。

委員長（筒井義昭君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） 長さが154メートル、幅員が三……。

（「3.45」の声あり）

11番（堀 満弥君） 3.5メートル。

（「ですよね、ほとんど」の声あり）

11番（堀 満弥君） はい、わかりました。

杉沢の宝砕石から月光川の橋、金俣橋ですか、あそこまでの町道がまだ舗装なってないのです。私議員になってからずっと要望してきたわけなのですが、全然やってくれないです。それが農道、舗装する。町道が舗装していないのに何で農道が舗装になるのか、私はちょっと納得できないわけです。

それで、この振興計画を見てもみますと、第7期、ここに15ページに町道道路改良事業、来年が2,100万円、その後1,000万円ずつ計画しておりますが、この中に舗装する杉沢の道路、あそこが入っているのか、入っていないのか、その辺をお聞きいたします。地域生活課長に。

委員長（筒井義昭君） 池田地域生活課長。

地域生活課長（池田与四也君） お答えをいたします。

第7期実施計画の中に当該路線を含めての計画を計上させていただいておりますが、がというか、反対の「が」ではないのですが、今年度から既に杉沢北線舗装新設工事ということでもう既に事業に入っております。2カ年にわたってという計画を当初から立てておったのですが、まだちょっと最終の状況はつかめておりませんが、できれば今年度中に全て完成を見たいと思っております。全体の工事量、請負工事費の関係からその辺を最終判断をさせていただいて、できなかったときはこの第7期計画のとおり来年度残分を施工したいと考えております。

以上です。

委員長（筒井義昭君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） 何か私がばかみたい、今お話ししたのが何か本当にばかみたいだなと思っております。なるべく一日も早く完了するようにお願いいたしまして、この項は終わりたいと思います。

次に行きます。17ページの道路維持費、修繕料700万円の内訳をお願いいたします。

委員長（筒井義昭君） 池田地域生活課長。

地域生活課長（池田与四也君） お答えをいたします。

これ全て町有の除雪機械の修繕に充てるものでございます。保有台数15台のうち、大半とは言いませんが、10台ほど非常に古くなった20年物、やや30年に近くなった機械がありまして、それらが相当の傷みがあり、毎年毎年修繕費がかさんでいるという、そのための始業前点検に合わせた修繕費が1,300万円で、シーズン中、除雪期間中ですね、故障あった場合に対応する分として予備として400万円、なかなか言いにくいのですが、昨年度の未払い分、今年度予算で対応した分100万円ありまして、合わせて1,800万円必要とするという見込みをこの時点で立てました。当初予算1,100万円計上しておりましたので、差し引き700万円不足ということで、その分お願いするものでございます。

委員長（筒井義昭君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） 今除雪車の修理代だということで、わかりました。

実は11月の27日の朝、強風のために防雪柵の板、鉄板が外れて車にぶつかったということを知ったのですが、それは事実でしょうか。

委員長（筒井義昭君） 池田地域生活課長。

地域生活課長（池田与四也君） そのとおり報告を受けております。

委員長（筒井義昭君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） 事故の状況などはどのようになったのかお聞きいたします。

委員長（筒井義昭君） 池田地域生活課長。

地域生活課長（池田与四也君） 事故報告書によりますと、27日6時半ころであります。スーパー農道を北進をしておつたと、時間が時間でありまして、そして天候も悪かったと、視界が見通せなかったということもありまして、そしてその鉄板といいますか、防雪柵のその羽根の部分が宙づり状……鉄板ではなくて、その鉄板を押さえる、支える棒状のものということでありますが、それが外れて、片方が外れて道路下、道路上に宙づりになっていたと。下方にそういった形でかかっていた関係から、そのことに気づかず、その棒状のものに当たってフロントバンパーを破損をしたということでございます。

委員長（筒井義昭君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） 防雪柵の設置は、この前、11月中にやったと思うのです。

それで、業者に設置する前に入札か何かすると思うのですが、点検、悪いところは直してくれよとか、それから異常があるか、ないか、やってくれとかというその指示は出しているのか、いないのか、その辺はどうでしょうか。

委員長（筒井義昭君） 池田地域生活課長。

地域生活課長（池田与四也君） もうこれは鉄則といいますか、道路安全設備の点検なり、整備を図る際の、業者へ依頼する際のごく当然の依頼事項でありまして、その指示はしております。

以上です。

委員長（筒井義昭君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） では、指示は出しているということですが、その業者がでは見落としたということでその事故が起きたのでしょうか。その辺はどうですか。

委員長（筒井義昭君） 池田地域生活課長。

地域生活課長（池田与四也君） 状況からして、確たることは申し上げられないというのが実態ですが、見落としたということも考えられますし、その後何らかの不可抗力がかかったということも考えられますし、4月の爆弾低気圧ほどではなかったのですが、かなりの強風だということであってそういう自然状況が災いしたというふうな捉えをしております。

（「確かに老朽化」の声あり）

地域生活課長（池田与四也君） はい。

今町長のほうからコメントもありましたが、申し上げるまでもなく、スーパー農道はたしか平成の初年ころ、平成に入ってから町のほうに移管をされたと聞いております。相当年数たっているということで老朽化も激しいということで、そのような状況が災いをしたということもあろうかと思えます。

委員長（筒井義昭君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） 自然災害で老朽化もして災いしたということなのですが、事故が起これば、町道ですので、町でやはり補償しなければならないし、車破損ぐらいで終わったからいいようなものの、これが死亡事故など起きたら大変なことになるのかなと思っております。防雪柵は、スーパー農道だけではなくほかにもいっぱいありますので、点検、修理とか、そういうものは今後どのようにしていくのかお伺いいたします。

委員長（筒井義昭君） 地域生活課長。

地域生活課長（池田与四也君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、今回の事故は車の破損だけで済んだという意味では不幸中の幸いだったというふうに思っております。日常のパトロールによる点検、これが第一優先されるのかなと考えております。この間のような強風があったときはもちろん臨時緊急的なパトロールも行いますし、必要に応じては定期のその他の臨時のパトロールなり、調査も必要になってこようかと考えておまして、来年度の計画におきましては一つの事業として起こしていく予定でおります。パトロール作業員を雇い上げる形で定期的に週1回とか、あるいは週2回とか、この辺の内容は今後詰めたいと思っておりますが、なかなか職員の手が回らないというところもありまして、そこを補うという意味合いもございますし、2カ年、今年度3カ年目になりますが、橋梁の点検業務、それから今年度のその修繕計画を策定するに当たって、これからの橋梁の維持管理のあり方として、道路も含めて、それから橋梁と一緒に全町一円のそういったパトロールを行って日常の維持管理の徹底を図っていきたいということもございます。防雪柵あるいは転落防止柵、あるいはガードレールとかいろんな交通安全対策施設、設備があるわけですが、それを設置したから安全だというふうな認識を持たずに、それが一たび何かあったときは危険因子に変わっていくのだという危機感を持って今回の教訓を次につなげていきたいなと考えております。

以上です。

委員長（筒井義昭君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） これから全町パトロールを徹底的にやっていくのだということですので、事故のないようよろしくお願ひしたいと思います。この項はこれで終わります。

時間の関係、もう一点だけお願ひいたします。同じ17ページの住宅費、住宅管理費の15節の工事請負費130万円、町営住宅整備工事費の内訳をお願ひします。

委員長（筒井義昭君） 池田地域生活課長。

地域生活課長（池田与四也君） お答えをいたします。

これ菅里第一団地、西浜地内にあります菅里第一団地に空き家が1棟生じました。現在5棟あるのですが、空き家、10月31日に退去者がありまして、速やかに解体をしていくということでございます。その解体費に充てるものです。

以上です。

委員長（筒井義昭君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） 菅野団地は5棟あって、そのうちの1棟が解体するのだということのお話ですが、あそこを私たちも見に行ったときあります。そうしますと、自分で増築したような格好で大分あっちこちにくぎづけといいまじょうか、ボルト締めしているのかはわかりませんが、増築している箇所も見えました。あのやつのは解体は、どのようなことで解体するのか。この130万円に含まれているのか、いないのか、その辺はどうでしょうか。

委員長（筒井義昭君） 池田地域生活課長。

地域生活課長（池田与四也君） この130万円が解体費、増築分も含めての総予算でございます。我々もその事実は認識しておりまして、あの今ある5棟ほぼ全てにわたってといいますか、非常に入居期間が長期化していると。ややもすると外形的には私の家然として来ているという状況にありまして、私物化とは言いませんが、使い勝手がいいように我々に必ずしも届け出がないままに増築しているといった過去の例もあったりして、そういう現実の中で、今回の解体に当たっては増築分はその増築した方の負担という考えでその解体費一部負担していただくように交渉をし、そのこちら側の見立ての100%の負担ということに至らなかったのですが、交渉、相談の結果、一定のご負担をいただくということでのご了解をいただいております。

以上です。

委員長（筒井義昭君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） 随分課長歯切れの悪いような答弁で聞こえたのですが、一部を交渉して一定の負担をしてもらうと。その負担の額は幾らですか。

委員長（筒井義昭君） 池田地域生活課長。

地域生活課長（池田与四也君） 7万円です。

委員長（筒井義昭君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） では、130万円の予算見ていますが、それは7万円引いて130万円というその思いでよろしいのでしょうか。実際には137万円かかるわけなのではないでしょうか。その辺はどうですか。

委員長（筒井義昭君） 池田地域生活課長。

地域生活課長（池田与四也君） これはあくまでも予算ですので、これから業者の入札にかけまして実際の契約額が定まりますが、その契約においてお支払いするのがこの公費で負担するその全て、解体にかかる経費の全て、仮に130万円ということでございます。いただく分、ご負担いただく分、これは別途町の歳入として予算化図りたいと考えております。

委員長（筒井義昭君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） わかりました。

そして、解体しますと更地になるわけです。更地。そうしますと、終了後どのような利活用をしていくのか、その辺をお伺いして私の質問を終わりたいと思います。答弁の内容でまた質問するかもしれませんが。

委員長（筒井義昭君） 池田地域生活課長。

地域生活課長（池田与四也君） 更地にしまして、普通財産の扱いとして総務課財政、財産係当局のほうに引き渡すという手続をとりたいと考えております。

以上です。

委員長（筒井義昭君） 11番、いいですか。

（「はい、終わります」の声あり）

委員長（筒井義昭君） これで11番、堀満弥委員の質疑は終了いたします。

8番、高橋冠治委員。

8番（高橋冠治君） それでは、16ページの観光費です。観光施設設備工事費600万円の内訳をお願いします。

委員長（筒井義昭君） 高橋企画課長補佐。

企画課長補佐（高橋 務君） それでは、私のほうからお答えいたします。

工事費600万円につきましては、内訳として2つございます。1つは、西浜源泉の修繕工事350万円でございます。これにつきましては、西浜源泉の老朽化した配管を交換、それから流量計の設置、使用していないポンプ計装盤の撤去というふうな内容になっております。これにつきましては、自噴しておりますお湯のいわゆる使わない分の排水する配管が腐食をしまして、そこからの漏れによりまして周辺

の土地が泥地化しているというふうなことで、そういったところを改善するためというふうなことになっております。

それから、もう一つは、あぼん西浜と遊楽里の間に移動式の渡り廊下設置工事をするということで、これが250万円であります。中身につましては、具体的には移動式で、晴天、天気の良いときには収納する形というふうなことで、建築基準法に抵触しない形で設置をするというふうなことで考えております。

以上です。

委員長（筒井義昭君） 8番、高橋冠治委員。

8番（高橋冠治君） 源泉のその設備の更新といたしますか、修理といたしますか、第1源泉もかなりの年数たちまして源泉の枯渇を心配しておりましたが、まだまだ使えるということで、ありがたいのかなと思います。

そして、もう一つは、あぼん西浜から遊楽里までの渡り廊下という話であります。過去にはあぼん西浜からとりみ亭の渡り廊下というようなものもつくっております。いろんな消防法の関係もありまして、移動式というふうになろうかと思えます。移動式という話であります。今までできているあぼん西浜からとりみ亭の間、数メートルですが、あれが使い勝手がいいのか、悪いのかをどのように検証して、それを今遊楽里からあぼんまでの部分に使うのか、あのような設備をするのか、あれよりもう少しあれの使い勝手を含めてまた改良したものをつくるのか、どのようなものをこれから設置していくのか伺います。

委員長（筒井義昭君） 時田町長。

町長（時田博機君） 今課長補佐ですので、経緯ちょっと私のほうが詳しいと思っておりますので、申し上げます。

実は昨年あぼん西浜が使えない時期というのですか、お風呂は使えるけれども、施設の改修という、玄関のところで大分仕切って、あぼんのほうの温泉を利用させていただいて、そして大広間はあぼんのそのまま使ったという。天井の落ちたときの改修工事のときに、仮の四角い木材にビニールの波のやつつけて仮設の通路をつくったわけですが、あれが全部撤去しないで使ってきました。ところが、やっぱりどうも遊楽里にお泊まりの皆さんから見れば、外を歩いてそのまま浴衣、天気はいいときはいいのだろうけれども、何でここ、行けないのだよねというお客さんがかなりいたと伺っていました。そうしますと、今までの通路でどうぞという形でフロントからの西側の通路を通過して従業員が入るところからあぼん西浜の仮設を利用させていただいたのですけれども、やっぱりサウナに入って露天風呂に入ってということも満喫したいというお客さんの要望にも応えられて、やっぱり何とか遊楽里にも来てくれる人を確保したいという思いで、これまで建築基準法の中でつなげることは絶対だめですよ、そしてローリーが通るから、固定的にしてしまうと通れなくなってしまうと。油の輸送の段階で。それで、移動式なものをあぼん西浜の一番北側の入り口と遊楽里の一番南側の入り口のところにとりみ亭とあぼん西浜のという形が今移動式でついていますけれども、あのようなものを設置をしたいということで予算化をして今、議会にお願いしているという経緯でございました。全く観光の担当していませんので、私のほうから説明をさせていただきました。

委員長（筒井義昭君） 8番、高橋冠治委員。

8番（高橋冠治君） 町長から補足説明をいただきまして、ありがとうございます。

可動式ということなので、固定式と比べてやはりお客さんの安全性とかを含めて、それはしっかりしていただきたい。きのうもそうでありますし、この気象の変化が激しい時代になりまして、遊佐町は風が非常に強くて、やはり可動式でありますので、いろんな部分で事故が起きかねないということは設計の中にも頭の中にも入れてこれからできたら運用してほしいなというふうには私は思っております。そのことは十分気をつけて、宿泊施設なので、十分十分気をつけていただきたいと、そんなふうには思いません。

それから、最近エレベーターの事故がふえています。遊佐町もエレベーターは片手あると数えられるほどしかないのですが、やはり一番大きいエレベーターとすればやっぱり遊樂里なのかなというふうに思っています。それで、この間11月3日の日には、2日、3日と連続して死亡事故が起きていますね、日本で。2日の日は、名古屋で若い28歳の女性がけがして挟まれて、二、三日後に亡くなったということであります。3日の日は、兵庫県で64歳の男性が、それも挟まれて亡くなった。そして、この間、その前には石川県でもパートの女性が、63歳ですが、これも亡くなっております。過去には、2006年に港区の区営アパートの中で自転車を持っていて、高校生が挟まれて亡くなったということがあります。やはり2009年からエレベーターにはそのダブルの安全性が義務化されたという話であります。多分遊樂里はそういう義務化はなっていないと私は思っております。やはりこれからの整備も含めて、酔っぱらいが、こんなこと言って悪いのですが、数多く乗るエレベーターでございます。エレベーターに乗る人も気をつけますが、エレベーター自体の安全性が確保できないとやはりいろんな事故が起こる可能性もありますので、その辺は十分気をつけながら運用してほしいなど。それから、もしそれをダブルチェックに安全性をやるとすれば買うほどかかるのだと私は思いますが、その辺それぞれ企画課長ではなくて町長のほうがわかるのかなと思っておりますが、どちらでも結構ですので、よろしく願います。

委員長（筒井義昭君） 高橋企画課長補佐。

企画課長補佐（高橋 務君） ただいまお話をいただきました遊樂里のエレベーターにつきましては、ご指摘のように二重の戸開き走行の保護装置がついていないというふうなことでございます。遊樂里のエレベーターにつきましては、2年前に大規模な改修を行いまして適正な管理に努めているところでありまして、メーカーに確認したところにおいては、報道されているような事故につきましてはそのメーカーについてはまず全国的にも発生はしていないというふうなことであります。ただ、なおただそれにしてもやはりそういった装置がついていないということでもありますので、業者のほうに参考の見積もりをいただいたところでもありますけれども、やはり多額の費用がかかるというふうなことでもございます。また、これにつきましては、国土交通省におきまして3分の1を補助する制度もあるというふうな情報もいただいたところでもありますけれども、対象となるエレベーターが全国で40万台にも上るといふふうなことでもありますので、果たして申請して採用なるかどうかというふうなところもわからないわけですが、今後財政の総務課のほうとも相談をしながら、改修等について検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（筒井義昭君） 本宮総務課長。

総務課長（本宮茂樹君） お答えを申し上げます。

ただいま遊樂里に設置してありますエレベーターの状況を含めて国の支援措置、そういった状況について企画の高橋補佐のほうから答弁させていただきましたが、私のほうからは町全体のエレベーターに係る情報を説明させていただきたいというふうに思います。遊佐町の公的な整備しました施設、これに関しましてエレベーター機能を有しているところ、これにつきましては町民体育館、遊佐中学校、それから生涯学習センター、さらにはただいま申し上げました遊樂里と、こういう4施設に町関係ではとどまっています。そのほか民間施設で少しございますけれども、町の情報を申し上げればこの4施設のうち町民体育館、それから遊佐中学校、これにつきましては国の基準が改正された後の建設でございましたので、ただいまご指摘あったといいますが、今問題になっている安全機能については装備されているという状況でございます。ただ、生涯学習センター、ここの部分については、ダブルストッパー等の機能はついていないということのようでございます。もちろん全国的に問題となっている業者の製品ではございませんし、一定その辺の安全の確認を先ほどと同じようにしてございますけれども、常に基準に基づきまして町のエレベーターについては点検業務お願いをしてございますが、これらの状況を踏まえ

れば一定国の支援等を活用させていただきながら、できる限り早い時期に取り組みができればというふうには基本的に考えてございます。

委員長（筒井義昭君） 8番、高橋冠治委員。

8番（高橋冠治君） 今総務課長言っていたとおり、やはり安全を求めていくというのは行政の務めだと思っておりますので、できる限りよろしくお願ひしたいと、私はそんなふうに思っています。

この項は終わりました、13ページの民生費、社会福祉総務費の中の、先ほど伊藤委員も言っておりましたが、地域支え合い体制づくり事業補助金があります。今年度は14集落、14件の申請があったと。ところが、先ほどの説明では、昨年県の予算の3割を遊佐町で使わせていただいたということで、ことは少し遠慮してくださいよみたいな話をされておりました。しかし、14件というような申請がありまして、これにどうしようかというのは町でも非常に大変、どうしようかというふうに思っていたところでありました。私たちもどうするのかなというふうには思っておりましたが、町の自己財源を950万円ほどこれ入れて、14集落の申請したものを全てまずクリアしようではないかというようなこの補正であります。問題は、先ほど言ったように老人クラブに基本的に補助するのだというふうなことで、県の事業として始まって、2年の事業です。ことは2年目ですが、県がそういう事情で町のほうもやはり老人クラブを再度設立しながら、新たに設立しながらですね、その補助金をもらいながら、それこそ老人クラブ、それから高齢者の健康に役立てようというようなことで一生懸命なわけですが、やはり14件に対しての予算がないということで町でフォローしていただいたと。先ほど伊藤委員にも答弁しておりましたが、ではこれから、この事業は県の事業として2年間なのです。ところが、今町の単独で950万円ほどを入れました。そうすると、来年度いや、おらほうもやんなだというときにはやはりそれはフォローしますよみたいな答弁は先ほどいただいておりますが、そうすると県の補助がなくなった場合でもその残りの、遊佐町には109集落が、自治がありますよ、その全てに老人クラブではないのですけれども、それが次々と手を挙げたときに、ではいいですよ、いいですよというふうにはこれからはなっていくのか、その辺伺います。

委員長（筒井義昭君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） 答弁いたします。

先ほどもご質問いただいた内容でありますけれども、現在遊佐町には54クラブ、老人クラブございます。それで、今回と、それから昨年度の実施ということで、1つ、14件でありましたけれども、中に老人クラブ2つ一緒のところもありましたので、老人クラブのフォローとしては48の申請に答えるという形になってございます。54分の48ということですから、大体88%というような中身になるわけで、かなりの部分のご期待、ご希望に答えられるのではないかなという考え方でありまして、2度、昨年度と今年度と応募をして申請いただいたということなので、そのチャンスは2回ありまして、それぞれ地域の集落の判断あるいは老人クラブの意向の中で申請をいただいてこれだけの数字になったということでございます。今後その老人クラブが設立をされてこういう制度、実際は県の事業で2カ年ということで実施されてきたわけですが、今後はもし実施するとすれば、そういう制度がないとすれば町単で対応せざるを得ないという状況が生まれるわけですが、それについては先ほどの町長のほうからのご答弁もさせていただいたとおり今後の検討課題という形の中でさせていただいたというふうにして思っておりますけれども。

委員長（筒井義昭君） 8番、高橋冠治委員。

8番（高橋冠治君） これからの問題は検討課題ということでもあります。

まずは、今54のそのクラブがあると。ところが、ことし申請出したところも、再度結成したとか新しく老人クラブを立ち上げたというところがあります。この54件が終わったから終わりではなくて、やはり必要とあれば私はもっとふえるのかなというふうには思っています。多分ふえるのだと思います。だから、これからどうするのですかを今ちゃんとやっておかないとですよ、老人クラブを立ち上げて何々が欲しいときは町が全部今までどおりフォローしてくれるのだというような、これは前例といいま

すか、そういうものをつくったのですね、今、だからこれからも皆さんそれでいいのですかというふうになってしまうのです。それでよければ、それなりの決め事をちゃんとつくらないとやはりまずいのではないのかと。

もう一つは、マイタウン事業との兼ね合いですよ、マイタウン事業との兼ね合い。マイタウン事業は20万円でしょう。そんなの、その2分の1の、上限が20万円でしたっけ。そういう事業がありますね。そういう事業があって、ではその事業でもいいけれども、支え合いの補助事業のほうが、これが100%補助ですから、そうするとそのマイタウン事業との整合性も今度生まれてきます。その辺はどのようにお考えか伺います。

委員長（筒井義昭君） 時田町長。

町長（時田博機君） 今まず私は老人クラブの結成とか活動が、年度途中で実はこの10万9,000円ですか、補正をして、今の時期になるともう、いや、減って、大体はもう老人クラブは減って、あともう減額という通常の中で増額という予算を組んだの多分何年ぶりなのでしょうかって思って、非常にすばらしいことだと評価をしています。ただ、今までのやり方は、県として基金を活用しながら2年間の事業としてこたえてきた。これ、ですから今議論の場として質問いただいているわけですがけれども、財源の使い方という形が私は発想として最初からあります。財源として、今過疎債のソフトが意外に全国で使われていないという情報もあって、次年度においては今年度分のおよそ掛ける2倍ぐらいの過疎債、いわゆる7割補助の制度が使えますよという総務省から、県からのお話もいただいているところであります。全てを単独で持ち出しするという形ではなくて、そういうソフト事業をしっかりと組み込みながら、そして要望のあるところには同じルールで適用できれば、財源的な猶予さえあれば可能なのかなと思っているところです。私は、今の、財調の質問出ていませんけれども、申し上げますけれども、3億300万円が就任したときの財政調整基金でありました。議決いただきますと、財政調整基金で8億6,000万円以上にまで今ふやしてきました。ただ、全国平均から見ればまだまだ、この間財務省の山形事務所長から見ればまだ基金は全国平均よりは少ないですよ、起債は全国よりもまだ多いですよと言われる団体ですから、そんなに背伸びする必要はないのですけれども、1年目、2年目、3年目同じルールでなくて、あと54のうち48か、48。

（「48」の声あり）

町長（時田博機君） 48の老人クラブには応援することができたわけですから、あと残りが一遍で来るということもないわけでしょうから、財源の許す限り同じ支援の方向が、そして有利な過疎債を使いながらの支援の制度であれば議会の皆様とも議論をしながら新年度以降につなげてまいりたいと、このように思っています。

委員長（筒井義昭君） 8番、高橋冠治委員。

8番（高橋冠治君） 過疎債のその財源を使いながら、これに充てていくということであります。

まずは、この制度が悪いとか、そういう問題ではなくて、こういう類いの制度がまた県から来たときに、また同じことが起きたときに、ではまたそういうふうになるのではないかというようなことも踏まえて、しっかりしたルールづくりが私は大事だということを示したかったので、こういう話をさせていただきました。有利な財源の中でしっかりしてもらえばこれにこしたことはない。ただ、しっかりしたルールをつくらないと、多分こういう類似したものが後から出てきたときに、あのときああだっけ言っただけ、どうだいやって言われたときに、いや、これはこうですよと言われるようなちゃんとしたルールづくりを今からしておくべきだと思って私は質問したところであります。それに対して一言。

委員長（筒井義昭君） 時田町長。

町長（時田博機君） 平成24年度、今の予算に申し上げている分は、県と同じルールで同じ要綱を町として整えて、財源的に何とかクリアできるという形の中で予算を組ませていただいた。将来的にと申しまして、25年度の予算以降また県が始めるものであれば、それもう職員が一生懸命県に要請をしながら、ほかよりも目ざとく手を挙げてしっかり地域の皆さんに喜んでもらえる行政をすべく職員も

頑張っただいただいているところでありますので、それらはしっかりと町民の皆様にはいい制度はほかりよりも先に手を挙げて我が町に取り入れられるような、そんな遊佐町役場でありたいと思っております。

委員長（筒井義昭君） 8番、高橋冠治委員。

8番（高橋冠治君） 今町長がおっしゃった中には、しっかりしたルールづくりをしながらやっているとということで理解して結構ですと。いいですね。はい。

それでは、14ページの児童福祉総務費の中で、ゆざっ子誕生祝金ということで40万円ほどあります。これは、単純に予算より4人ふえたからふえたのだということで理解していいのですよね。

委員長（筒井義昭君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） お答えします。

ただいまの解釈のとおりで結構でございます。当初15人で予定をした予算でございます。過去の5年間のこのゆざっ子誕生祝金の人数は、大体5年で、割り切れませんが、平均で16人程度という実績でございます。そういうことの中で、例年15人という形で予算要求をしながら組んできたわけですが、当然その年によってばらつきが出るという状況ではございますが、ことしの母子手帳の交付内容を確認をいたしまして、第3子以降の出生が年度内でもう4名予定されるという状況がございましたので、補正をさせていただいたところでございます。

委員長（筒井義昭君） 8番、高橋冠治委員。

8番（高橋冠治君） 昨年は、年間で70名ぐらいしか遊佐町で生まれた子がいないということで非常に少なかったです。今そのゆざっ子誕生祝金、3人目から10万円、4人目生まれても10万円ということで非常にありがたい制度なのですが、私はずっと思っていたのですが、何で1人目、2人目に何も無いのだと。と私は思います。3人目から、それは3人目子供がたくさんいればお金もかかるでしょう。しかし、1人目、2人目、3人目に生まれた子供に差をつけていいのかなというふうに私は常々思っております。老人クラブにこれぐらい手厚い予算をつけるならばですよ、ならば、私は1人目から祝金をやってもいいのではないかと常々思っております。この中で1人目からそんなのめだめだと言う人は多分いないと思いますよ。私の前に立っている皆さんもいないと思います。私は、ぜひ1人目から、1人目から10万円とは言いませんけれども、1人目、2人目も、宝の子供が生まれるのですから、3人目からと言わずに1人目から誕生祝金を考えてみるべきだと思いますが、どうでしょうか。

委員長（筒井義昭君） 時田町長。

町長（時田博機君） このゆざっ子誕生祝金という制度が始まったのが、多分今の中学3年生が3人目に生まれたときからだと思います。だから、15年ぐらい……

（「平成12年です」の声あり）

町長（時田博機君） 平成12年ぐらいからのスタートだと思っています。私もその当時議会いましたので、何で3人目かなというのは誰もわからないでそのままこれまで多分継承してきたのだと思っています。当時は平成……150人ぐらいの1年間生まれる子供たちいたわけでしょうか、あれから見ればもう半分以下という状況です。ただ、私は婚活、結婚、就任以来結婚祝金制度を整えたり、いろいろしてきました。いや、いやに金くれる町長だなんて持ち家住宅のときにも言われました。だけれども、議会の皆さんのお許しをいただければ今の提案はしっかり財政のほうで検討させていただきたいなと思いますし、1人目、2人目と3人目何で区別するのだって言われても、その制度をつくった当時の人たちがどこかの線が欲しかったので、そのような制度をつくったのかもしれない。それを議会では余り今のみたいに直接的に、いや、全員にという話はこの議会が初めて、12年制度始まって以来初めてのかな、そんな記憶がいたしております。検討させていただきます。

委員長（筒井義昭君） 8番、高橋冠治委員。

8番（高橋冠治君） 制度が出て10年を超したということですが、先ほど言ったようにそのころはまだまだこのような子供の出生数が激減するとは思っておりませんでした。私も思っておりませんでしたけれども、さすが去年、23年度が70人前後というふうな話を聞くとやはり鬼気迫るものがあります。

その中で、一つの温かな子育て支援です。生まれた子供に最初の支援になるのですね、多分。祝金が。そういうような明るい遊佐町にしてほしいなというふうに私は思っております。検討するという事なので、前向きな検討をお願いしまして、私の質問は終わります。

委員長（筒井義昭君）　これで8番、高橋冠治委員の質疑は終了いたします。

5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君）　ゆざっ子誕生祝金の話した後手挙げるのもいかなものかなと、非常に私にはまだまだ縁遠い話なものですから、ちょっとしづらいなと思いつつも手挙げさせていただきましたので、よろしく願いいたします。ご縁があったらもらえるということで、楽しみにしようかなと思っています。

ところで、質問に入ります。教育委員会のほうにお聞きいたします。19ページ、文化財保護費。ここで事業調査委託料ということで計上されております。この事業内容、委託内容のご説明をお願いいたします。

委員長（筒井義昭君）　東海林教育課長。

教育委員会教育課長（東海林和夫君）　お答えいたします。

この委託料につきましては、上段のほうに減額の印刷製本費がありますが、同じく小山崎遺跡の事業に関係するものでございまして、いわゆる昨年度補足調査というようなことでの発掘によりまして、またかなりの遺物等々が出たわけでございます。そして、それらの発掘現場の地層等を含めまして図面をたくさん作成しているわけですが、ここでの34万7,000円というのはコンピューターを運用して図面等々を作成していくと、このような業務を委託しているところでございます。そのいわゆる3月までの見越しての不足分と、このようなことで計上させていただいております。

委員長（筒井義昭君）　5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君）　小山崎遺跡、非常にやっぱりもう縄文時代の話、国内でも本当にもう非常に古い遺跡の一つということでお聞きしています。なかなか調査も進まない、その整理ももう多岐にわたって本当に大変だと思っております。こういう文化財、我が町にとっては非常に重要なことでございまして、我が町だけのみならず、県、もう国内でもやっぱり重要な資料の一つになるかと思っておりますので、しっかりした調査としっかりした保管等お願いしたいなと思っております。

さて、文化財といいますか、非常に古いもののお話、小山崎遺跡でございますけれども、我が町では4大祭というのがございまして、その中で1つ、私の地元であります吹浦の駅のほうに佐藤政養の像があります。今京都で佐藤政養の資料を展示していただいて、非常に好評を博しているということ伺っております。実際私も先月15日ですか、きょう都合で欠席されています村井課長が先生として語るということがございましたので、実際行ってお話も聞いてきましたし、見てきました。非常によかったのです。展示物も好評でしたし、見学なさっている方々も、ちょうど龍馬祭の日だったものですから、たくさん来てまして、子供たちも真剣に見て、課外授業ですか、やっておりました。小山崎遺跡ほど古いものではございませんけれども、やはり我が町にとっての文化財の一つかなと私思っております。この辺の今後の管理、これ企画課のいわゆる企画と、こういう表現したら企画のほうにちょっと失礼な部分あるのですけれども、イベントとしての資料として扱ってこれからいくのか、それともやはり歴史の一つの資料として重要なものと考えて町としては保管していくのか、その辺教育委員会等に考え方お聞きしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

委員長（筒井義昭君）　東海林教育課長。

教育委員会教育課長（東海林和夫君）　今委員お話しのように、いわゆる4大祭にちなんだような事業の中での捉え方ということであれば、所管としましては企画課のほうになるのかなと思っておりますが、これは文化財というようなことで、その霊山博物館のほうに展示してある、今展示物以外でもあるわけですが、文化財というようなことで認めるか否かといったようなことにつきましては、今年度間もなく

第2回目の文化財保護審議会も開催する予定でございますし、そうした審議会を通しながらこの件についても検討していきたいなと思っております。

なお、私も実は、私ごとの用事でありましたが、先般11月の27日に佐藤政養翁のいわゆる京都にある招魂碑ですか、あそここの場所にはちょっと立ち寄ってきました。実にこの間村井企画課長がいろいろ話ししている話のとおりでございまして、来年度何か整備するような計画になっておりますが、そういったことも含めまして、佐藤政養翁に関することについては委員会としても委員会のサイドのほうからの捉え方をしていきたいと、こんなふうに思っているところでございます。

委員長（筒井義昭君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） 招魂碑ってなるとやはり非常に限られた部分あるのかなと思うのですけれども、あの展示物、私もそんなに時間あったわけではないのですけれども、それなりに見させてもらいました。やっぱり近代日本のいわゆる礎をつくったという部分では非常に貴重な資料なのかなと思って見てきました。あのとき企画課長には話したのですけれども、非常に1つ残念なのは幕末の関係する偉人という部分には佐藤政養のサの字も書いていないと。その辺はいかがなものかなと思ったので、その辺は所管でありますので、課長のほうに元気になって復帰してきたらぜひその辺を何とかしてもらいたいなということでお願いしようかなと思ってはいますけれども、特に書面、書簡ですよ、巻物だとか、そういう手紙のやりとりだとか、こういうのは我が町だけのものとして捉えるよりも、幕末から明治の頭にかけての非常に貴重な文献資料の一つなのかなと思って見えていました。ただ、保管と考えますと、京都のように、今霊山歴史館のほうで展示していますけれども、ああいうところは、それなりに人もたくさん来ますし、専門の資料館なりというのは当然あっても当てがあるのでしょうか、さて遊佐町ってなったときにどうかと思って、佐藤政養だけで人が来てくれるのかなというのは非常に疑問なのですけれども、ただやはり後世に伝えていくということでの文化財として考えたときには重要なものだと思います。この辺ぜひしっかりした形で、企画課と連携しながら、いい形で文化財として保護して後世に残してもらいたいなと思います。そのために調査というの多分必要だと思うのですけれども、この辺をぜひ町長が音頭とりながら、バランスとりながら教育委員会と企画課のほうとうまいぐあいにやってもらって知らしめてもらえればなと期待しておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。これ以上聞きますと、所管のほうに聞きますので……では、町長から一言お願いします。

委員長（筒井義昭君） 時田町長。

町長（時田博機君） 京都の霊山歴史館、まさに坂本龍馬とその海軍構想という形で全国的に取り上げられ、そして山形県遊佐町、いわゆる庄内藩の方がまあよく、高知の県人会の会長さんに言われました。何で賊軍の庄内藩の出の人が維新のあの時代、そして鉄道助のような重要なポジション担ったのでしょうか、不思議ですね、わかりますかって本当何回も聞かれました。まさにそのぐらいうち遊佐町をつくった方だと思っております。ただ、残念だったのは、その佐久間象山からいただいたって言われるピストルが最初から展示できなかったと。山形県警から空港でストップかかってしまった。それについては、やっぱり、その後には私はその当時の総務課長さん、今まだ健在ですので、伺いましたところ、いや、後輩たちに悪いことしたと、あの当時は文化財としてただ遊佐町役場でいただいたのはいただいたので非常に喜んでいただけだけれども、銃刀法の登録さえやっていなかったのだから、今の職員の皆さんに、後輩に大変迷惑をかけてしまったのだということをおっしゃっていました。ほとんど使えないピストルでも文化財として、というよりも銃刀法という規制に遊佐町としてもやっぱりしっかり対応してこなかったということが逆に言うと今の、今回の京都でのイベントで文化財を届けるときにそんなことが理解できたわけですし、これらはやっぱりしっかり教訓をしなければならない、そして遊佐町が持っているいろんな文化財の中で果たして届け出等必要なのがどのようなものがあるのかと、それらについても文化財の保護審議会の中でこれは既に届け出しているものなのか、いや、これからまだ必要とするものなのか等もしっかりと詰めなければならないと思っています。全てが佐藤家からまだ遊佐町に寄贈されたわけではないわけですし、まだまだ散逸はできれば防ぎたいなと思いつつ、町として

やっぱり4大祭って今、時代的には非常に新しい時代の明治の偉人ですから、諏訪部祭とか藤蔵祭、そして戴邦碑祭から見れば一番新しい4大祭の偉人ですけれども、全国的に見ればそんなにかすばらしい評価をいただいている方の出身地が我が遊佐町であるということをやっぱり非常に誇らしく、しっかりと支えていかなければならない、そのような思いをいたしているところです。ぜひとも議会の皆様からもこれについてはご理解をお願いしたいなと思っております。

以上です。

委員長（筒井義昭君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） ぜひお願いしたいと思います。これ以上入ると企画のほうに入ってしまいますので、この辺でこの件については終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

続いて、もう一点。同じく19ページ、学校保健費。米粉利用推進差額負担金ということで、これ県のほうからも来ているお金がそのまま行くのかなと思うのですけれども、この辺の状況、どのような内容についての負担金なのかご説明願います。

委員長（筒井義昭君） 東海林教育課長。

教育委員会教育課長（東海林和夫君） 米粉を利用しまして、いわゆる米粉のパンやら麺やらというものをつくっているわけですが、この12万6,000円につきましては県のほうから事業確定により額が確定したということで、各校の食数に応じましてこれを差額分の補填というような形で配分していくということでございます。

委員長（筒井義昭君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） 米粉を使ったパンや麺の部分のいわゆる差額を食数に応じてということなのかなということで理解してよろしいですね。はい。

これ通常のパン、通常の麺ですよ、今まで従来の。いわゆる小麦粉を使った。食数といましてもどのぐらいの食数なのかわからないものですから、総額で12万6,000円ということなのですから、大体どのぐらい単価、普通の小麦と米粉を使ったものの差額というのはどのぐらいあるのでしょうか。

委員長（筒井義昭君） 東海林教育課長。

教育委員会教育課長（東海林和夫君） ちょっと詳細までは把握しておりませんので、確認の上、後ほどお答えしたいと思います。

委員長（筒井義昭君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） 単価的なものというのは、それなりに米粉を使ったほうが高いのかなということでこういうの出ているのかと思うので、その辺は後で時間あったときに調べていただければいいかと思うのですけれども、ぜひこれちょっと調べていただくとありがたいなという程度でございしますが、米粉の利用というのは近年ふえてきております。普通に小麦だけではない、やっぱり米の消費ということを考えれば米粉の利用というのは重要なのかなと思っておりますし、中にはやっぱり小麦アレルギー云々ということで、そういう部分でも米粉の利用というのが出てきているのかなという気もしないでもないのですけれども、その辺は詳細的なものはよくわからないのですけれども、食育だとか地産地消という部分では非常に重要かと思うのですけれども、せっかくの米粉のことなので、産業課長にもお聞きしたいと思うのですけれども、実際遊佐町では米粉はどのぐらい生産なり消費なり流通なりしているのか。この辺は、学校でパンなり麺なりに使っている部分も当然多いですし、いろんなことで使っているのでしょうか、全体としてはどのぐらいあるか把握しているのでしょうか。

委員長（筒井義昭君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） お答えいたします。

ご案内のとおり、主食用としての米の消費が今落ち込んでいるという中にあっては、当然主食以外の米を使った加工品ですとか米粉の利用というのは非常に重要なことであるというふうにご覧いただけます。ただ、現在遊佐町においては、いわゆる加工用米ですとか飼料用米、主食用以外の米の生産あるの

ですけれども、当然米粉という種類も国から認められてございますけれども、遊佐町においては現在のところ専用の米粉の生産はございません。と申しますのは、米粉は1キログラム当たり生産者の引き渡しで17円になります。したがって、1俵当たり1,020円とかなり単価が安くなってございます。ただ、戸別所得補償で10アール当たり8万円参りますので、それによって経営が成り立つということでございますけれども、今のところ生活クラブ生協との取引の中での飼料用米、こちらが大体二十何円とか30円とかというそのぐらいで推移していますので、どうしてもそちらのほう高いということもございまして、現在のところ米粉専用ということでの生産は行ってございません。ただ、ただいま学校給食のほうでもありました、前たしか見せていただいた資料によりますと、平成20年のころは1回、2回という単位で米粉のパスタですとかパンですとか使ったの、今回24年度については3回か4回かというふうにふえているということでもございましたので、当然農協を初め生産者段階にしても米粉の需要の拡大、これ当然図っていくところでございますので、そういった意味では大変ありがたいというふうに思っております。ただ、遊佐町全体でどのぐらい使っているかということについては、詳細な資料を持ち合わせてございません。

以上です。

委員長（筒井義昭君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） 米粉つくっていないというのは、私は意外だったなと思って今お聞きしていたのですけれども、確かにお米は普通に炊いて食べたほうが一番おいしいのだらうと思えますし、それが一番ベストだとは思えます。でも、やっぱりこういうふうに給食なんかで使っていただけるということを考えれば、やはりそれなりにその消費という、消費といいますが、需要が、まだまだ絶対量は少ないのでしょうけれども、あるのかなと思っておりますので、その辺の産業振興という部分も含めてはもう少し考えなければならぬかなと思っております。正直言います、私もよく米粉のパンだとかということは見ることは見るのですけれども、やはりなかなか、やっぱり普通のパンと比べてはちょっと割高になるもので、どっちかといいますとクオリティーよりもボリュームのほうに力が入るものですから、おかげさんでこんな体型になっておまして、健康福祉課からは行くと白い目で見られるようなときもあるのですけれども、やっぱり食べるともちもちしておいしいものですから、やはりその辺はもうちょっと使ってもらえれば遊佐町としてはありがたいのかなと思うのですけれども、その辺、生産云々は抜きにしても、その利用の可能性というのを産業課としてはどのように考えているのか、可能性のほうをちょっとお聞きしたいと思えます。

委員長（筒井義昭君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） お答えいたします。

先ほどつくっていないというのは、米粉専用としての、いわゆる政府で認めたといえますか、主食用ですとか加工用米ですとか、飼料用米というふうな仕分けの中で戸別所得補償をもらいながら米の生産しているわけでございます。水田全体の利用を図っているわけでございますが、その中の米粉という種類のものはつくっていないと。遊佐町では今のところ、どうしてもやっぱり売り渡し価格あるいは戸別所得補償の高いほうといえますか、有利なほうに行くと、行きがちだという現状でございますので、先ほどもちょっと説明足らずだったかなと思えますので、補足します。米粉の今後のいわゆる需要の拡大につきましては、我々としましても生産者団体にしましても大変興味を持っていますといえますか、今後必要な部分だろうということでは認識はしてございます。今のところ、この米粉の全国的な規模でいいますと、米粉の需要が一時どんと上がったのですけれども、今横ばいという状況になって、いろんな開発が一定程度進みましたので、今足踏み状態というふうになってございまして、横ばいといえますか、若干上がっているのかなという感じはしますけれども、ここでやっぱりもう一つ米粉の利用拡大あるいは小麦にかわるような何か、あるいはそういったもので利用できないかと。前々、前からいいますか、学校給食ではパンですとかパスタを使っているというのは聞いていたのですが、今回見ますとシチューに入れる米粉ですか、そういったのにも今学校給食使っているというふうには伺っていましたの

で、そういったものも含めて米粉をもっとさらに利用しながら米全体の需要の拡大を図るべきであろうと。遊佐町全体の水田の利用がどうあるべきか、それも含めて、当然米粉も今後生産していくということも念頭には置いてございますので、米粉の需要の拡大、それを図りながら水田の全体の調整を図っていきたいというふうに考えてございます。

委員長（筒井義昭君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） せっかく県でもお金出させていただいて、町のほうでも米粉を使ったパンや麺を学校給食で使っていただいていると、これは地産地消という部分も含めてだと思っております。米をどんどん、どんどんやっぱり消費していただく一つの方策かなと思っておりますので、ぜひこの辺も研究していただいて、学校給食なりにももっと安くたくさん提供できるようにしていただければなというふうに思いますし、消費の拡大のほうも考えながらやっていければなと思っておりますので、ぜひその辺今後検討のほうお願いしたいと思っております。佐藤政養の件もそうですし、やっぱり米粉の件もそうですし、遊佐町に重要な産業の一つであったり、やっぱり重要な資料、文化財の一つだと思っておりますので、その辺はぜひ大切にさせていただいて、これからそれを生かしていただければとお願い申し上げまして私の質問終わります。ありがとうございます。

委員長（筒井義昭君） これで5番、赤塚英一委員の質疑を終了いたします。

ほかの質疑を受けます前に、先ほど土門勝子委員への答弁保留がございましたので、総務課長より答弁願います。

総務課長（本宮茂樹君） それでは、先ほど答弁保留させていただきました10月21日、全町一斉避難訓練実施いたしました参加者について報告を申し上げます。

地区別に申し上げます。蕨岡地区460名、遊佐地区834名、稲川地区491名、西遊佐地区430名、高瀬地区467名、吹浦地区586名、全町で3,268名の方がこの避難訓練に参加をいただいているという状況です。

以上であります。

委員長（筒井義昭君） それでは、質疑を承りたいと思っております。

9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） 9ページの衛生費、県補助金、先ほど課長が勘違いして説明しかかりました件について、再生可能エネルギー等の導入地方公共団体支援事業費補助金のマイナス、減について説明いただきたいと思っております。

委員長（筒井義昭君） 池田地域生活課長。

地域生活課長（池田与四也君） お答えをいたします。

655万円の減額の補正をお願いをしております。この事業は、先ほどもつい口走ってしまいました通称新グリーンニューディール基金事業と言っておりまして、今年度事業としまして町民体育館の避難路に当たる八ツ面川とその周辺敷地、町体敷地あるいは……等のその一帯に街路灯を設置をするという事業費が確定をいたしました。当初予算、概算要求の額が1,670万円でありました。今回決定の通知をいただきまして、マイナス655万円で1,015万円という事業費、それから補助額が決定をしたという内容でございます。ちなみに、この街路灯につきましては、蓄電設備を備えた太陽光発電設備でありまして、防犯灯としまして13基を設置するものでございます。

以上です。

委員長（筒井義昭君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） この件については了解をいたします。

設置はこれから年度末ということになると思っておりますけれども、太陽光を利用した街路灯だということで期待をしておりますので、ぜひ進めていただきたいと思っております。

それから、19ページに社会体育施設費、3の社会体育施設費の委託料、13から15の工事請負費、そして22の補償補填及び賠償金、この件がマイナスと工事費が1,000万円超えたものが補正になってお

りますけれども、これについてのご説明をお願いいたします。

委員長（筒井義昭君） 東海林教育課長。

教育委員会教育課長（東海林和夫君） お答え申し上げます。

いずれも総合運動公園の事業に係る内容でございます。設計監理委託料483万5,000円の減額でございますが、委託料としての減額でございます。これまで事業を進めていく中で、いわゆる設計監理、工事に向かうための実施設計、そして監理、これらの業務を行っていただいているわけですが、入札によりまして契約額が確定しているということがございます。それから、土地収用法に伴う事業認定の許可申請あるいは開発行為、これらに伴う許可申請、これらの業務についても委託をしているわけですが、これも契約額は確定しているわけでございます。これら確定している分につきまして、6月で補正いただいたこの委託料の総額と開き、この開きに応じた一定の額を今回減額というようにお願いをしているところでございます。

それから、工事請負費の1,038万5,000円増額、そして補償補填、こちらのほうが300万円の減額ということですが、これは関連がございまして、補償補填のほうの減額300万円というのはいわゆる4反歩ほどの土地を、田んぼを購入するという予定で進めておりますが、それを購入して公園整備を図ることになりますと田んぼのほうに水利の関係で関係しております用水管、この用水管の移設を行わなければならないと、こういうことになります。この移設の工事につきましては、当初県との、いわゆる社会資本を担当する県の担当課のほうとのやりとりの中では、こちら側は補償補填、こちらに区別して入っていくのではないかと、このような考え方でございましたけれども、その後協議する中でそれは工事費の中に含めなさいということでもございましたので、これについては減額をして工事費のほうに繰り入れてございます。その10,385の工事費から300万円を引いた残り、まだ700万円ほどあるわけですが、これらにつきましては設計、そしていろいろその設計のある程度まとまったものをたたき台にして、庁議等を踏まえてより利便性のあるというような観点から、議会冒頭にお渡ししておりますあの平面図があるわけですが、あの平面図でいけば1つは通称わんぱく山、わんぱく山は今のままで手をつけなくてというようなことで当初は考えておりましたけれども、あのわんぱく山に手を入れまして、いわゆる小学校の高学年もあの山等をいろんな登り方をするとといったようなタイプのやつにちょっと改良をしようということだとか、それからフットサルコートの方のほうにシューティングボードという名前です。サッカーゴールを9分割したような線を入れまして、そしてそのシュートする場所をある程度狙って練習するといったようなそういう、テレビの番組等でもやっておりますけれども、ああいうシューティングボードも設置をしながら、さらにいろんな遊び方ができるようにしていったほうがいいのではないかと、こういうようなことを盛り込みまして、あわせて工事請負のほうを1,000万円ほどの増額ということをお願いしているところでございます。

以上です。

委員長（筒井義昭君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） この平面図も議会の最初にいただいております。大分ずっと眺めておりました。それで、グラウンドゴルフだけではなくて、ほかの利用にも大分使えるような平面図になったのかなという思いはしております。

それで、この図面で大体決まりだと思っておりますけれども、来年度に繰り越した原因の一つとして聞いておるのが、この図面がなかなかできなかったということが1つ原因だったと聞いておりますけれども、先ほどの町長の説明では法定外公共物、国の土地がここに入っていたということもまたこの前、きょうでしたか、初めて聞きましたけれども、この図面は来年度これで確定でかかるということよろしいのでしょうか。

委員長（筒井義昭君） 東海林教育課長。

教育委員会教育課長（東海林和夫君） まず、ほぼ最終的にこれでまとまったということでもご理解はいただきたいと思っております。

なお、年内にこの後議員の皆さんから全員協議会もお願いしています。そして、21日には町民説明会といったようなことも予定をしております。そういう中で、何らかの微調整といったようなものが出てくるということになれば若干手は加わるのかなというふうには考えておりますが、まずはほぼこれでまとまっているというようなご理解でよろしいかと思えます。

委員長（筒井義昭君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） 秋過ぎにここの小学校跡地を眺めておりましたけれども、大分背の高い雑草が生えて、私はその当時ちょっと順調に進んでいるものだと思って見に行っただけですけれども、大分荒れ果てた荒野のような風景だったので、びっくりしたわけです。今も今度冬で、雪でその部分はこれから倒れて見えなくなるとは思うのですが、大変あそこの環境的には物すごく周りの周囲の田んぼ、民家にも迷惑をかけたのではないのかなと思っております。来年度は、できるだけ早く工事かかるのならば、周りの民家、そして田んぼのほうに迷惑をかけないようにしてもらいたいと思えます。大分やっぱり環境的にも悪かったのかなと思っております。

それで、もう工事かかるのに国とかの申請の準備は完璧にもう終わったのでしょうか。またこれからまだ手続、これから入るのでしょうか。その辺はどうなのですか。

委員長（筒井義昭君） 東海林教育課長。

教育委員会教育課長（東海林和夫君） 事業認定あるいは開発行為の正式な申請といいますが、これについては今月中に行いたいというふうに思っているところでございます。と申しますのも、どちらも添付資料としまして、いわゆる工事入札にかける段階での実施設計書、図面、図書、こういうものを添付していかなければなりません。そういう意味では、意向はあっても事前に申請書として例えば10月だとか提出していくといったような行為はとることができなくて、この種の申請というのは申請イコール許可だというぐらいの中身の中で、受理をしたらば許可に肅々と県の方では進めていくといったような段取りになっていきますので、今回の議案関係議決いただきましたらばこれら含めて今月中にはそういった申請の手続をとっていきたいと、こんなふうに思っているところでございます。

委員長（筒井義昭君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） 正月前に手続はちゃんとやるという課長の答弁でございましたので、まず年内に準備はできるということで私の質問は終わりたいと思えます。

委員長（筒井義昭君） これで9番、土門治明委員の質疑を終了いたします。

6番、阿部満吉委員。

6番（阿部満吉君） ラストオーダー3時だということでしたけれども、少し5分だけお時間いただきたいと思えます。

まず最初に、この定例会が4日から衆議院議員選挙が始まりました。おとといからの風で大分ポスターが剥がされております。鶴岡市あたりでは、剥げないように最初にポスター掲示板のほうにペンキを塗るといような、そういうようなこともあって剥がれにくいのだという話がありました。きのうからポスターを張りかえている方がぜひ提案してくれということですので、選挙管理委員長、何とかありませんか。よろしくをお願いします。

委員長（筒井義昭君） 佐藤選挙管理委員会委員長。

選管委員長（佐藤正喜君） 選挙管理委員に就任をして今回は初めての選挙の執行であります。やることすべて初めてですので、私も今までは看板は見るだけでしたが、我が集落にも看板を設置していますが、きのうの強風でかなりゆがんでいるような状況も見受けられました。看板がですが、それは、夕方見た段階ではまだ、多分誰かが回って補修をしてくれたと思えますが、原状に復帰をしていました。初めての選挙であります。できるだけ多くの皆さんから選挙に来ていただきたいと、そういう願いで看板を確認したところです。

以上です。

委員長（筒井義昭君） 本宮総務課長。

総務課長（本宮茂樹君） 書記長のほうからも一言お話をさせていただきたいというふうに思います。

ポスター掲示場の管理につきましては、地元の建設業界の皆さんにお願いをしまして設置、管理いただいております。ポスター、今回かなり強い風が吹いたという関係、それからこのように雨みぞれといいますか、雨を伴ったような、雪を伴ったような気象状況、こういった中で剥がれたような状況にあるポスター、連絡をいただいております。選挙管理委員会の立場として、それぞれの事務所のほうにそういう状況にあるということのご連絡差し上げまして対応をお願いしているところでございます。

なお、委員のほうからありました素材等の部分については、建設業等組合との話し合いの中で研究といたしますか、検討も今後させていただきたいというふうに思います。

委員長（筒井義昭君） 6番、阿部満吉委員。

6番（阿部満吉君） 特に今の嵐とも関係なく水にぬれると、今ポスターなんかはシールタイプになっていますけれども、くっつきませんので、何とかその辺改善よろしくお願ひしたいと申します。

それでは、11ページのほうに企画費の中で、委託料が新たに事業委託料として載っております。ちょっと時間の関係もありますので、一般質問式にちょっといろいろあわせて質問したいと申します。ちょっと所管のほうにもかかわってくるのですけれども、今環境基本計画のパブリックコメントが行われております。所管に関係しておりますので、ちょっと聞きにくいのですが、企画課長がおられれば、いわゆる自分が退職するまでには環境基本条例を遊佐町に設置するのだというような意気込みでこの議場でお話をいただいたこともあります。その側近の企画課長補佐にはその辺のところはうまく伝わっているかと思っておりますので、その辺のこともあわせてお願ひしたいなと思っております。

委員長（筒井義昭君） 高橋企画課長補佐。

企画課長補佐（高橋 務君） ここに記載をしております委託料につきましては、旧吹浦小学校跡地活用計画にかかわる縦横断の測量設計業務150万円、佐藤政養招魂碑、これ京都でありますけれども、建立地の調査業務委託150万円、それからもう一点、稲川まちづくりセンター設計業務プロポーザル審査会の運営の委託料として35万円というふうなことで計上をお願いをしているところでございます。

それから、先ほどありました環境基本計画にかかわる関係でありますけれども、地域生活課のほうと連携をとりながらさせていただいているというふうなことで、私のほうからも十分情報交換をさせていただいているというふうなことでございます。

委員長（筒井義昭君） 6番、阿部満吉委員。

6番（阿部満吉君） この環境基本計画と遊佐町の環境条例に関しましては、やはり村井課長がいなければ話にはならないかと思っておりますけれども、その上位法である県のほうの環境の条例等々町長のほうでもし何か情報でもつかんでおればお話しさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

委員長（筒井義昭君） 時田町長。

町長（時田博機君） 多分水循環基本条例に関する進め方、進めぐあいだと思っております。山形県では、2月の議会に水循環基本条例まず出しましょうという形で今県では進んでおります。それについても町も会議には参加をさせていただきながら、いろんな情報を得ながら、そして町選出の県会議員からも水循環基本条例に対する要望書等も県には届けているというところでございます。我が町では、2月の議会まで間に合えば水循環基本条例、県と一緒に、やっぱり県を飛び越すということは非常に県では嫌っているということがありました。うちより先にはやらないでくれってこの間言われました。その辺が開発と保全という今非常に、何とか胴腹は守れたけれども、臂曲のほうはという形のジレンマが我が町としてもあります。ただ、これまでの動きの中でいけば、必ず碎石法がまず上位にありきという形でなかなか規制はできないという形、そして無印のところにはという形の中で、湧水保全エリア等の設置等も含めて今検討いたしているところであります。それら水循環基本条例の我が町の条例をしっかり整えて、それをもとに開発と保全について業者とも一定の合意ができるまでの話し合いをしてまいりたい。今は水循環基本条例はただつくれば、整えればいいのではなくて、それに基づいて開発、保

全のルールづくり一緒話し合おうということをおの次に準備していかなければならない、このように思っているところです。

委員長（筒井義昭君） 6番、阿部満吉委員。

6番（阿部満吉君） なかなか所管のことに関するものでしたので、質問しにくかったですけれども、また今、今月の末に鳥海フォーラムがございます。とにかくその節目節目にいろいろ盛り上がって議論を深めていかないと解決できない問題でございますので、この辺はみんな一緒にやっていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひします。

以上で私の質問を終了いたします。

委員長（筒井義昭君） 時田町長。

町長（時田博機君） 実は個々にどの業者だとかどの住民だとか、どの人たちだとかという、私はそういう話し合ひはちょっとこれまでの経過からいけばやっぱり間違っていると思ひます。議論するときには同じテーブルでみんなが一緒に着いて、その中でしっかり議論をしていく、そしてその中での開発と保全の一定の基準、ルールをしっかりと合意をしまひたいと、このように思ひます。全てオール・オア・ナッシングということは、やっぱりそれはなかなか難しいという状況もありますから、それはやっぱりオール・オア・ナッシングではなくて、一定の基準のもとにしっかりとみんなて議論して、それは当然県からもご指導いただきながら入っていただく、それらが一番大切ではないかと思ひます。

委員長（筒井義昭君） これで6番、阿部満吉委員の質疑は終了いたします。

ここで、先ほど5番、赤塚英一委員への答弁を保留しておりましたので、東海林教育課長より答弁願ひします。

教育委員会教育課長（東海林和夫君） それでは、お答え申し上げます。

学校給食会計から見た場合のパン60グラム当たり、これの小麦粉のみと米粉混合、これを比較しますと、米粉混合のほうが15円58銭高いということになります。

それから、参考までにですが、粉そのものということで国産の小麦粉1キログラム当たりと庄内産あるいは県産の米粉1キログラム当たりを比較しますと、35円米粉のほうが高いと、このような単価になるようでございます。

以上です。

委員長（筒井義昭君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（筒井義昭君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

委員長（筒井義昭君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

お諮りいたします。本特別委員会に審査を付託された議第64号 平成24年度遊佐町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、議第65号 平成24年度遊佐町一般会計補正予算（第6号）、議第66号平成24年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議第67号 平成24年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）、以上4議案についてこれを原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（筒井義昭君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、本会議に報告する案文作成のため、恒例によりまして各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長は直ちに委員会室にお集まり願ひます。

案文作成が終了するまで休憩いたします。

（午後3時15分）

休

憩

委員長（筒井義昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時45分）

委員長（筒井義昭君） 報告文の案文ができましたので、事務局長をして朗読いただきます。

小林議会事務局長。

局長（小林栄一君） 報告書案文を朗読。

委員長（筒井義昭君） 本特別委員会の審査の結果につきましては、ただいま局長朗読のとおり本会議に報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（筒井義昭君） ご異議なしと認めます。

よって、局長朗読のとおり本会議に報告することに決しました。

これをもって補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

ご協力まことにありがとうございました。

（午後3時47分）

遊佐町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名し提出します。

平成24年12月7日

遊佐町議会議長 三 浦 正 良 殿

補正予算審査特別委員会委員長 筒 井 義 昭